

2020年度
神奈川県予算・施策に関する
要 望 書

(目次補強版)



2019年10月21日
日本共産党神奈川県議会議員団

【目次】

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を	P 1
(1) 子どもの権利条約に関連して	
(2) 子どもの貧困対策の推進について	
(3) 保育事業の充実を図ることについて	
(4) 学童保育の充実について	P 2
(5) 児童相談所の体制強化について	P 3
(6) 一時保護所の学習権の保障と体制強化について	
(7) 福祉施設の充実を	
(8) 子どもの福祉施策の充実を	P 4
《 2 》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を	
(1) 義務教育の充実について	
(2) 高等学校教育の充実について	
(3) 大学授業料の無償化に向けて	P 5
(4) 私学助成の充実について	
(5) 特別支援学校の充実について	
(6) 全ての中学校で完全給食の実施を	P 6
(7) 全国学力テストについて	
(8) 教科書採択の改善について	
(9) 外国人学校への支援について	P 7
(10) 新たな夜間中学の開設について	
(11) 卒業式・入学式について	
(12) 自衛隊の体験学習について	
(13) フリースクール等への補助について	
《 3 》. 医療・介護など社会保障の充実と福祉の確立を	
[1]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて	
(1) 第 7 次保健医療計画及び地域医療構想に関して	
(2) 病床の確保について	P 8
(3) 自由診療専用の医療ツーリズム専用病院について	
(4) 救急医療体制の整備について	P 9
(5) 医師・看護師の確保と労働環境の改善について	
A 【医師確保について】	
B 【看護師確保について】	
C 【在宅医療を担う医師・看護師の確保について】	P 1 0
(6) 診療報酬に関して	
(7) 災害時の透析患者への対応について	P 1 1
(8) 差額ベッド料の徴収について	
(9) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）による 健康被害の防止と救済に向けて	
[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて	
(1) 保険診療について	
(2) 医療費窓口負担について	
(3) 国民健康保険について	
(4) 後期高齢者医療制度について	P 1 2
(5) 協会けんぽについて	P 1 3
[3]. 県の医療費助成制度の拡充に向けて	
(1) 県の 3 つの医療費助成制度全般について	
(2) 小児医療費助成制度について	
(3) 重度障害者医療費助成制度について	P 1 4

- (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について
 - [4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて
 - (1) 介護給付費抑制策からの転換
 - (2) 1号被保険者の介護保険料について
 - (3) 介護報酬に関して
 - (4) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について
 - (5) 自治体の新総合事業について P 1 5
 - (6) 介護職の確保と処遇改善について
 - (7) その他介護保険制度全般に関して
 - [5]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて P 1 6
 - (1) 県として以下のことを実施すること
 - (2) 以下の事項を国や関係機関に求めること
 - [6]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて P 1 7
 - (1) 生活保護制度の改善・充実について
 - (2) 生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること
 - (3) 生活困窮者への支援について
 - [7]. 高齢者福祉の充実に向けて P 1 8
 - [8]. 障がい者福祉の充実に向けて
 - (1) 障がい者の差別解消に向けて
 - (2) 障がい者への経済的支援の強化について
 - (3) 障がい者の日常生活や活動支援の強化に向けて
 - (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて P 1 9
 - (5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について
 - (6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって P 2 0
 - [9]. 未病関連事業予算について
- ≪ 4 ≫. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて
- [1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を
 - (1) 労働者保護行政の強化について
 - (2) 神奈川県労働委員会の体制強化について
 - (3) 企業への指導・啓発について
 - (4) 労働法の基本的知識の周知について P 2 1
 - (5) 職業訓練校の拡充について
 - (6) 企業への助成金のあり方について
 - (7) 雇用の拡大と均等待遇の実現に向けて
 - (8) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて
 - (9) 高齢者の労働環境改善に向けて P 2 2
 - (10) 障がい者雇用の促進に向けて
 - (11) 外国人労働について
 - (12) 県が発注する公共工事や委託業務の質の向上へ、
従事する労働者の適正な賃金の確保等 P 2 3
 - (13) 県内争議の早期解決に向けて
 - (14) 福祉労働者の処遇改善に向けて
 - [2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を
 - (1) 中小企業への支援強化に向けて
 - (2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と基本的な支援について P 2 4
 - (3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について
 - (4) 融資制度の改善について
 - (5) 異業種連携活動事業への支援 P 2 5
 - (6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて
 - (7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について
 - (8) 税制・税務行政などに関して

[3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために	P 2 6
(1) TPP・FTAについて	
(2) 食料自給率の向上について	
(3) 都市農業振興のために	
(4) 農業基本政策	
(5) 林業の振興に向けて	P 2 7
(6) 鳥獣被害対策について	P 2 8
(7) 漁業の振興に向けて	
≪ 5 ≫. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を	
[1]. 防災対策の強化	
(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について	
(2) 防災体制の確立と住民の避難について	P 2 9
[2]. 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実	P 3 0
(1) 県営住宅の建設と修繕等について	
(2) 住宅政策の充実について	
(3) 福島原発被災者への住宅支援について	
[3]. 水道事業の改善	
[4]. 環境対策の強化	P 3 1
(1) アスベスト対策の強化について	
(2) 地球温暖化対策の促進について	
(3) 神奈川の自然保護について	P 3 2
[5]. まちづくり	
(1) 不要不急の大型公共事業の中止について	
(2) 駅利用者の安全と利便の確保について	P 3 3
(3) 地域交通及び都市環境の整備について	
(4) 海岸の保全について	
(5) 警察関係	
[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進	P 3 4
(1) 原発ゼロをめざして	
(2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて	
≪ 6 ≫. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ	
[1]. 青年・学生の支援	
[2]. 男女平等・女性の地位向上	
[3]. LGBT施策の推進に向けて	P 3 5
[4]. ヘイトを許さない施策の推進について	P 3 6
[5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備	
≪ 7 ≫. 消費者行政の充実・強化を	
[1]. 消費者行政の充実について	
(1) 県中央消費生活センターの機能強化について	
(2) 国の「地方消費者行政交付金」について	P 3 7
(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて	
(4) 若者への消費者教育について	
[2]. 食の安全・表示の監視等について	
≪ 8 ≫. 「核も基地もない平和なかながわ」を	
[1]. 核も基地もない平和なかながわを	
[2]. 横須賀基地に関わって	P 3 8
[3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し	

[4]. 厚木基地に関わって	
(1) オスプレイの飛行について	
(2) 爆音被害の根絶のために	P 3 9
[5]. キャンプ座間に関わって	
[6]. 相模総合補給廠に関わって	
[7]. 池子住宅に関わって	
[8]. 日米地位協定の抜本的改定など	
≪ 9 ≫. 県民本位の行財政運営を	P 4 0
[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて	
[2]. 県有施設の拡充・存続を	
(1) 県民利用施設について	
(2) 試験研究機関について	
(3) 県の出先機関について	P 4 1
[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために	
[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて	
(1) 指定管理者制度について	
(2) PPP方式について	P 4 2
[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について	
≪ 10 ≫. 地域からの要望	
[1]. 川崎市（高津区）	
[2]. 相模原市	
(1) 防災	
(2) 教育	
(3) 福祉	
(4) 環境	
(5) 産業	
[3]. 藤沢市	P 4 3
(1) 県への要望	
(2) 次の内容について国や関係機関に要望し、又は意見書を提出すること	
[4]. 茅ヶ崎市	P 4 4
(1) 住民福祉の充実で市民の暮らしを守る	
(2) 災害に強いまちづくり、消防の充実と環境政策の強化を	P 4 5
(3) 安心安全のまちづくりについて	
(4) 中小商工業者、農業の振興を図るために	
(5) 小・中学校の教育環境の充実と、学校給食の実現を	
(6) 平和行政、人権施策の推進について	
[5]. 寒川町	P 4 6
[6]. 大磯町	
(1) 道路・安全環境整備	
(2) 教育関係	
(3) 生活・医療・福祉関係	
(4) 交通関係	
(5) 防災関係	
(6) その他	P 4 7
[7]. 二宮町	
(1) 道路・安全環境整備	
(2) 教育関係	
(3) 生活・医療・福祉関係	
(4) 交通関係	
[8]. 箱根町	

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

(1) 子どもの権利条約に関連して

- 1) 子どもの権利条約に則り、その精神を生かし、本県の全ての施策に反映させるため、現在の事業継続だけでなく県として子どもたちの権利を守る立場で、本県においても子どもの権利条例を制定すること。
- 2) 「かながわ子ども人権相談事業」のさらなる周知を行い、相談しやすい体制や方法を進めること。

(2) 子どもの貧困対策の推進について

- 1) 県内の子育て全世帯を対象に、子どもの貧困実態調査を実施すること。調査項目は国連や沖縄県が採用している項目などを参考に、より実態を把握できる内容とすること。
- 2) 上記の実態調査を踏まえ、神奈川県子どもの貧困対策推進計画に目標値や期限を盛り込み、貧困対策を推進すること。

(3) 保育事業の充実を図ることについて

- 1) 保育の無償化に関連して、国は副食費については目安として月4,500円を実費負担としたが、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、助成制度を創設すること。
- 2) 副食費について、保育所が保護者から徴収するため、事務負担の増加等への軽減対策が必要となる。事務処理に必要な財源措置を行うとともに、県として国に求めること。
- 3) 5年の猶予期間があるからと迅速に対応せず、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、一刻も早く守らせるために重要な役割を持つ監査と指導を行う専門スタッフを、正規職員として増員すること。
- 4) 地域に根づき保護者のニーズに応えた幼児教育を行っている幼稚園類似型施設を、保育の無償化の対象にすること。
- 5) 母語・継承後で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にすること。
- 6) 保育所の整備支援について、以下の事項を実施すること。
 - ① 保育所は「園庭があること、自園調理ができること、避難経路が確保されていること」が、最低限子どもの安全といのちを守り発達を保障することにつながる。市町村まかせにせず、県の責任で保育所整備への独自の支援を行うこと。
 - ② 無認可のベビーホテル、ベビーシッターにおける死亡事故を解消するために、体制を強化し、抜き打ち検査・指導を徹底し、指導に従わない施設には罰則を科すこと。
 - ③ 認可保育所への希望者がいつでも入れるように、市町村と連携して認可保育所の増設・整備を行うこと。土地の確保は市町村と協力して行うとともに、県として増設・整備に対する補助を行うこと。
- 7) 保育士不足を解消するには、保育士の労働条件などの改善が重要である。県内自治体では補助制度を設けている例がある。賃金アップのための補助制度を県としても創設すること。
- 8) 国が2017年度から創設した4万円のキャリアアップ処遇改善は、同じ職場に経験年数が同じ保育士が複数いる場合は月額が1万円しか引き上げにならない場合もあるなど、根本的な処遇改善にはならない。基本給を含めて給与全体を上げるために、公定価格を抜本的に増額するよう国に要望すること。

また、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くように、市町村からの要望の有無に関わらず、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件を全て保育士とするよう国に求めること。

- 9) 2018年度かながわブランドデザインには、県内どこでも待機児ゼロを掲げている。待機児

が深刻な地域には、早期に保育所の新設を促進するよう支援すること。

逗子市では、認可保育所建設に市の土地を無償提供している。保育所の新設にあたっては、県有地を無償貸与すること。また、市町村などが公的な施設を建設する場合は低廉とすること。

(4) 学童保育の充実について

- 1) 国は、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準で示した「従うべき基準」の放課後児童支援員の原則複数配置を参酌化することとしたが、市町村が引き続き複数配置を行うための財政措置を講じるよう、県として周知徹底すること。
- 2) 市町村に対し、以下の事項を実施するよう助言・指導すること。
 - ① 神奈川県内のすべての学童保育に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請を行うこと。
 - ② 省令に示された基準に伴う学童保育の集団の規模（概ね40人以下）を守るための環境にふさわしい支援の単位として申請するよう、努力すること。
 - ③ 児童福祉法改正に伴い、小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設、指導員配置を図ること。
 - ④ 指導員の賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、国の「放課後児童支援員等処遇改善など事業」の満額を、確実に予算化すること。
 - ⑤ 2017年度に新設された「キャリアアップ処遇改善事業」についても確実に予算化し、実施すること。
- 3) 以下のように学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。
 - ① 神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、関係団体と協議し、学童保育の実践に裏づけられた専門性の高い講師を当て、実施回数を増やすなど充実を図ること。
 - ② 放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育指導員が業務として位置づけられているとのことだが、代替職員の雇用等の経費が子ども・子育て支援交付金の対象となることを、市町村及び事業主体に対してもっと周知するとともに、使いやすいうように改善すること。
- 4) 学童保育を必要とする子どもが経済的困難から利用できない事態を生まないために、どの市町村も学童保育への十分な財政支援ができるよう、県独自でも市町村への支援を図ること。
- 5) 障がい児受入補助（障がい児受入推進事業）に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。

また、障がい児を受け入れる学童クラブが増えるよう研修や設備の補助を拡充するなど、支援を強化すること。
- 6) 災害時に子どものいのちを守るため、以下のことを実施すること。
 - ① 県が2015年3月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県の責任において県内の学童保育所の耐震調査を実施すること。その結果、安全が確保できない施設については、至急対策を講じるよう市町村を支援すること。
 - ② 市町村の災害対策の水準を担保するため、県が「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。
- 7) 神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドラインの廃止に伴い、県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」に則って学童保育が実施されるよう、以下に努めること。
 - ① 国が示した運営指針に沿って、学童保育の質が充実するよう市町村に働きかけること。
 - ② 県内学童保育の質の向上に向け、各市町村の各学童保育所に対する指導・助言内容を把握し、公開すること。
- 8) 放課後児童クラブ事業、病児保育事業ほか法定事業について、県補助金が国庫補助単価以上に

なるようにすること。

9) 国に対して、以下の事項を要望すること。

- ① 学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合うよう大幅に増額すること。
- ② 児童福祉法の中で、学童保育を「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置づけること。
- ③ 「放課後子供教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。

10) 以下の事項について、市町村を支援すること。

- ① 全ての小学校区で学童保育が実施されるようにすること。
- ② 「放課後子供教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。
- ③ 市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上を図ること。研修は、学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。

(5) 児童相談所の体制強化について

1) 2020年4月施行の改正児童福祉法を踏まえ、以下の事項を実施すること。

- ① 児童福祉司の配置基準は、児童相談所の管轄人口や虐待対応件数などを考慮して児童福祉司の配置基準を見直し、過重負担とならないよう見直すこととされた。児童福祉司を増員配置すること。また、弁護士の常勤化を図ること。
- ② 児童心理司の配置基準が法定化されることになり、政令で基準が示されることとなったが、児童心理司の確保と養成には時間がかかることから、政令を待つことなく直ちに確保に向けて検討を始めること。

また、県は児童心理司を5年前から一人も増員していないことを踏まえ、抜本的な増員を早急に図ること。

(6) 一時保護所の学習権の保障と体制強化について

1) 一時保護所での子どもたちの学習権を保障するため、一人一人丁寧に関われるよう、学習指導員を増員すること。

学校との連携は、緊密に行われていない現状がある。中央児相はボランティア教員により支援が行われているが、他2か所には仕組みがないため、教育環境を保障すべきである。

2) 一時保護所を個室対応にすること。子どもが自由に発言できるような環境を作り、意見表明権を大切に保障すること。

(7) 福祉施設の充実を

1) 障がい者施設、児童養護施設など、住み慣れた地域で施設が不足している。家族が通え、希望する地域での生活を保障するため、また重心の入所施設も含め、整備を促進すること。

児童養護施設は老朽化が進んでいるが、修理・修繕・改築予算がない。県として補助制度を創設すること。

2) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児にとって通所施設の看護師等の配置は、いのちに係わる切実な問題である。国による加算拡充が行われない間は、県の責任として独自の支援を行うこと。

3) 児童養護施設に自立に向けた準備やアフターケアなどを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けた在宅支援として、住居設定費用の助成などを行うこと。

4) 児童養護施設を退所した子どもの支援拠点は、「あすなるサポートセンター」だけでは不十分である。県内にさらなる支援箇所を増やすこと。

- 5) 利用者が安心して質の高いサービスを利用できるよう、放課後デイサービス事業者に対して、指定基準を順守するよう指導、監督を強めること。適切な人材配置に向けて、支援を強めること。
- 6) 加齢児の施設入所を県内で保障するため、県として責任を持って取り組むこと。そのために、成人サービスの体験利用経費補助だけでなく、県立障がい福祉施設を増やすこと。

(8) 子どもの福祉施策の充実を

- 1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが平等に購入費補助が受けられるよう県として補助制度を行い、眼鏡の購入ができるようにすること。
また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、国に求めること。

《2》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

(1) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級は教育的効果が認められている。「30人以下学級」を全ての学年で実施すること。
また、国待ちになることなく、当面県単独予算を確保し、小・中学校の35人以下学級の対象学年を増やすこと。
- 2) 教育内容の保障、教員の多忙化は切実である。多忙化改善策の一つとして、また教育内容の保障に向けて、非正規職員の多用ではなく、教職員は正規雇用とすること。
- 3) すべての市町村に学校司書を配置すること。そのために、県として市町村に対し助成制度を創設すること。また、学校司書は正規雇用とすること。
- 4) 県内の小中学校の全教室、体育館のエアコンの設置促進のために、国の交付金の活用だけではなく、未設置の市町村が設置できるよう、県として支援すること。
- 5) 1クラスの人数を減らす措置と並行して、学級編制の弾力化及び少人数学級のために、国に定数改善を求めるとともに、教員加配を県単独措置により実施すること。
- 6) 退職教員の数に見合った採用を行うこと。また、臨時的任用教員の研修の充実を図るとともに、教育指導員の派遣を増やすこと。
- 7) 2005年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、就学援助を必要とする全ての家庭が受けられるよう、国に求めること。
- 8) 就学援助制度の施行者は市町村であるが、生活保護基準の1.5倍以下の世帯の子どもは全て就学援助制度の対象とするよう、市町村に働きかけること。
- 9) 就学援助の基準に関し、国は2019年度から入学準備金や修学旅行費を引き上げ、卒業アルバム代も新規に追加した。国基準以下となっている市町村があれば、国基準並みに引き上げるよう、市町村の教育委員会に助言すること。
- 10) 文部科学省は入学準備金を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出している。県内全ての市町村が入学準備金の「前倒し支給」に取り組むよう、働きかけること。

(2) 高等学校教育の充実について

- 1) 全日制高校進学率は全国最低レベルであり、県立高校の定員が少ないことから不本意な進路選択を余儀なくされている。希望する生徒が全日制高校に全員入学できるように、公立高校の定員を増やすこと。
- 2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために、撤廃するよう国に求めること。
- 3) 現業職員には、学校職員として生徒への対応など総合的な対応が求められる。現業職の民間委託を行わず、現業職員の採用を再開すること。

- 4) 県として、年収要件の撤廃をはじめとした給付型高校奨学金制度の拡充を図ること。
- 5) 学校司書を、正規職員として大幅に採用すること。
- 6) 学校事務職は、児童生徒の育成を支える教職員集団の一員として重要な役割を担っている。また、学校事務職が削減され、教員の事務量の増大・多忙化に拍車をかけている。各学校の実情に合わせて、事務職体制を厚くすること。
- 7) 日本学生支援機構の奨学金申請業務が現場に与える影響について、昨年度の回答では「実態把握の方法も含めて検討」するとしていたが、その経過を明らかにすること。また、その結果を活かし、現場の負担増とならないよう改善を図ること。
- 8) 県立高校改革計画を見直し、20～30校の削減を行わないこと。また、現場の要望が強い学年6～8学級標準に対し、この標準以上を掲げていることの理由を明らかにすること。その上で過大規模化の弊害を直視し、6～8学級標準を守ること。
- 9) 県立高校では、予算が少ないため必要な図書を購入できない実態がある。保護者から集める私費に頼っている高校もある。わずかに改善されたが、いまだ不十分であり、引き続き生徒の勉学に必要な図書費を十分に確保すること。
- 10) 県立高校普通教室については、空調機整備が完了したと聞いている。その他特別教室をはじめとして、図書館、技能員室等を含め、全面冷暖房化を計画的に進めること。
- 11) 県立高校の耐震化、老朽化対策について
 - ① 県立高校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。文科省は、児童・生徒たちが生活し、災害時には避難場所ともなる学校の耐震化に、「I s 値」0.7以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省基準(I s 値0.7)を下回っている。県立高校の耐震化基準を「I s 値」0.6から0.7以上に見直すこと。
 - ② 老朽化、設備劣化が著しい県立高校の老朽化対策計画を早急に策定し、改修、改築を急ぐこと。

(3) 大学授業料の無償化に向けて

- 1) 国は2012年9月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れた。同規約に従い、給付型奨学金の対象拡大を国に求めること。
また、県として学生が大学で安心して学べるよう、給付型奨学金制度を創設すること。

(4) 私学助成の充実について

- 1) 私学経常費補助金を、国基準以上に改善すること。
- 2) 県外への通学者も、学費補助金の対象とすること。
- 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の拡充と、施設設備助成を行うこと。
- 4) 私立幼稚園の園児一人当たりの経常費補助を、国基準まで増額すること。
- 5) 私立幼稚園の父母を対象とした、保育料の直接助成制度を新設すること。入園料の補助制度を創設すること。
- 6) 幼稚園の1学級35人という定数を少人数に改善するよう、国に要望すること。

(5) 特別支援学校の充実について

- 1) 「神奈川県の特特別支援教育の在り方に関する検討会」の中間報告においては、特別支援学校の整備が後回しになっている。特別支援学校の不足は深刻な状況にある。適正規模・適正配置となるよう早急な設置を進め、新たな学校整備計画を策定すること。
- 2) インクルーシブ教育の充実のために、施設整備、教員等の配置を十分に行い、生徒の発達保障が可能な体制を整えることが必要である。今回、パイロット校の実践に対する十分な検証がなされないまま指定を広げたことにより、様々な問題を抱えている。施設整備、加配と研修を十分に

行い、体制の強化を図ること。

- 3) 希望する特別支援学校に入学できない子どもたちがいる実態がある。やむなく希望しない学校への入学を余儀なくされている生徒にも保護者にも、負担がのしかかっている。

とりわけ、不足している特別支援学校高等部について、県立高校の空き教室利用ではなく、教育環境が整った新たな学校新設に向けて取り組むこと。

- 4) 特別支援学校分教室の環境を、本校並みに整えること。十分な職員配置を行い、養護教諭を常勤とすること。独立した保健室・音楽室を確保すること。また、グラウンドや体育館を体育の授業に使えるように確保すること。

特に、小田原養護学校湯河原真鶴方面分教室は、他の分教室とも違い学校内設置ではないため、グラウンドも体育館も敷地外となるなど、特別の配慮が必要である。本校と同等の教育条件を確保するため、教員体制に配慮すること。また、肢体不自由の生徒も在籍することとなるため、養護教諭を常勤で配置すること。

- 5) 特別支援学校の施設整備は、子どもたちの安全に係る優先課題である。障がい児が安心して安全に学校で過ごせるよう、予算を確保し早急に取り組むこと。また、肢体不自由児の実態に合った安全な教育環境を確保すること。
- 6) 自力通学に向けた支援制度の創設を、関係機関に働きかけること。
- 7) 特別支援学校の校外学習に、医療的ケア、特に人工呼吸器が必要な児童生徒が、親の付添がなくても参加できるように対策を講じること。看護師同行の際に、学校のケア体制を確保すること。
- 8) 老朽化が著しい県立の瀬谷養護学校や平塚養護学校を早急に建て替え、県として子どもたちのいのちと安全を守ること。
- 9) 横浜市立北綱島特別支援学校は存続を図ることになったが、横浜市や関係者と連携し、本校に戻すよう支援すること。

(6) 全ての中学校で完全給食の実施を

- 1) 県立中等教育学校での給食の実施について、課題を早急に検討し、県として教育の一環として給食を実施すること。
- 2) 県立中等教育学校を含む県内全ての中学校で、全員喫食の安全・安心な中学校給食を実施できるよう、情報提供にとどまらず、県として市町村に対して支援・補助を行うこと。
具体的には、栄養士を配置し、地産地消・自校方式・直営方式を用い、災害時にも対応できるようにすること。
- 3) 夜間定時制高校の生徒は、まともな食事をとることが困難な実態がある。県として夕食補助を拡充し、横浜市・川崎市並みの低廉な価格を保障し、利用促進を図ること。

(7) 全国学力テストについて

- 1) 全国学力テストは、学校現場の教師と子どもたちに大きな負担となり、テスト対策が過熱している。傾向と対策を行うことにより通常の授業にも影響を及ぼす事態となっている。また、結果の公表によりさらなる競争が過熱することは、子どもたちにとって苦痛を伴うことである。
学力向上につながらず必要がない全国学力テストはやめるよう、国に求めること。
- 2) 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976年5月21日）は、「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法16条1項に違反すると指摘している。学力テストの弊害を加速する結果公表を行わないことを、県として引き続き堅持すること。

(8) 教科書採択の改善について

- 1) 教科書採択について、採択地区の小規模化を図ること。各市町村教育委員会が学校・教員・保護者の意見を十分に反映するよう保障し、公正、適正な採択、開かれた採択を確立すること。

- 2) 高校日本史の採択において、県教委による特定教科書排除は、憲法・教育基本法に反し教育への政治的介入に当たるので、行わせないこと。

(9) 外国人学校への支援について

- 1) 私立学校の教育内容への介入を、県が行うべきではない。また、学校は副読本で学習を進める対応を行っている。県内の外国人学校の子どもたちが安心してお金の心配なく学べるよう、経常費補助、朝鮮学校の学費補助を復活させること。
- 2) 朝鮮学園だけ学費補助申請方法が違うことは、不平等であり差別に当たるため、やめること。
- 3) 外国人学校の耐震診断及び補強工事に係る補助の拡充を行うこと。

(10) 新たな夜間中学の開設について

- 1) 夜間中学の設置にあたり、具体的な課題の解決を急ぎ、設置に向けた取り組みを早急に推進すること。県として、財政面も含め十分な支援を行うこと。
- 2) 夜間中学は、さまざま年齢、外国につながる方、不登校の方などが学んでおり、学級での指導を丁寧に行うことが求められる。県独自の教員の加配を行い、県として豊かな学び、学習の保障を行うこと。

(11) 卒業式・入学式について

- 1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。県の回答にあった「適切な対応を働きかける」ことにとどめず、「国歌斉唱」時の起立を強制する根拠はない」ことを、広く県民に知らせること。

(12) 自衛隊の体験学習について

- 1) 県内小・中・高校のカリキュラムに自衛隊の体験学習が組み込まれているが、自衛隊は戦闘行為を担うという特殊な位置づけを持つ組織であり、職場体験の内容が子どもたちの体験学習として扱うにはふさわしくないので、やめさせること。

(13) フリースクール等への補助について

- 1) 不登校の子どもたちが豊かな生活と学習ができるように、フリースクール等に対し、家賃やスタッフの賃金など、運営費を補助すること。

《 3 》. 医療・介護など社会保障の充実と福祉の確立を

[1]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて

(1) 第7次保健医療計画及び地域医療構想に関して

- 1) 年度ごとの整備目標の設定について

地域医療構想もその一部とされる神奈川県保健医療計画について、県は2018年度から6年間の第7次計画を策定したが、神奈川県は人口10万人当たりの病院数、一般診療所数、病床数、医師数、看護師数、保健師数など、多くの医療指標が全国水準を下回っている。2014年の医療施設調査では、病院数、病床数とも全国47位（最下位）である。

医療提供体制の拡充に向け、病院や有床診療所を全国平均並みに整備すること。年度ごとの整備目標を設け、着実に推進を図ること。また、小児在宅医療について、実施医療機関への支援策並びに実施医療機関の増加策を県として講じること。

- 2) 医療機関へのフリーアクセスの保障

地域医療構想の基本方針は「必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けら

れる神奈川」と謳い、健康な人を増やすことで「医療・介護ニーズの伸びの抑制を図る」としているが、政府は連続して医療や介護の改悪を進めている。

医療・介護ニーズの伸びの抑制は医療費や介護給付費の恣意的な削減に依ってはならず、本来的な医療費の低減には「早期受診、早期発見、早期治療」の推進が欠かせない。これには医療機関へのフリーアクセスの保障が前提となる。

地域医療構想の基本方針の中に、「医療機関へのフリーアクセスの保障」を位置づけること。

(2) 病床の確保について

1) 基準病床の整備について

病床の整備目標である二次保健医療圏の基準病床数は昨年度見直されたが、県内9区域中2区域で不足しており（横浜▲736床、県央▲128床）、横浜は見直しによって不足が89床拡大した。（2017年3月時点の既存病床数との比較）

第7次保健医療計画では2020年度に基準病床数の見直しを行った上で増床の必要性を判断するとしているが、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等の医療スタッフの確保を含め、病床の新規整備が必要となる場合は一定の時間を要するため、基準病床数が不足している二次保健医療圏では、直ちに整備目標を持って増床に着手すること。

2) 必要病床数と病床の確保について

地域医療構想によれば、2025年の入院医療需要は高度急性期1.19倍、急性期1.3倍、回復期1.37倍、慢性期1.18倍となる見通しを示している。

必要病床数は直接の整備目標ではなく「今後の医療需要を病床数に換算して推計し、施策の方向性の参考とするためのもの」とのことだが、入院医療需要が増加するのは明らかで、第7次保健医療計画でも「今後高齢化に伴い県内の医療需要が増えることは推計から明らか」と指摘しており、今後その対策が迫られる。整備目標である基準病床数には知事の裁量で地域の実情を反映させることができる部分もあるとのことであり、将来の入院医療需要の増加に確実に対応できるよう、必要な病床機能を確保すること。

3) 地域医療構想に基づく病床機能の再編に関し、昨年度は「地域の医療関係者の意見を伺いながら調整」し「機械的に転換を強制」しないとの回答を得た。

しかし、財政制度等審議会の建議（本年6月19日）は、2025年の病床の必要量と整合的でない地域医療調整会議の合意に対しては再検討を求め、経済財政運営と改革の基本方針2019（6月21日閣議決定）も、民間医療機関には地域医療構想を踏まえた病床再編を求めるとしており、進まない場合は2020年度に新たな知事への権限付与を行うことに言及している。

厚労省は本年9月に全国424の高度急性期、急性期を扱う医療機関名を挙げて、病床削減を求めた。県内では10医療機関が該当するが、地域の実情を考慮していないとの批判がある。

こうした国の動向から、病床機能の強引な再編が懸念される。病床機能の再編に関し、患者の生活圏、小児科や救急体制など診療圏の実情や実態に十分配慮し、関係医療機関の合意のもと調整を図るなど、昨年度の回答の立場を引き続き堅持すること。

(3) 自由診療専用の医療ツーリズム専用病院について

1) 医療法人社団葵会が外国人に特化した自由診療専用の医療ツーリズム専用病院を川崎市内に開設する動きに対し、多くの医療関係者から懸念の声や反対の声が県政に届けられた。神奈川県は医師数が全国より少なく、医療ツーリズム専用病床は既存病床数に加算されるため、医療人材・医療資源の確保や病床整備など、地域医療に支障を来し医療秩序を壊しかねず、自由診療の拡大が進めば、国民皆保険制度にも重大な影響を及ぼすことは必至である。

本年8月の神奈川県保健医療計画推進会議の医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会でも懸念が示されており、自由診療専用の医療ツーリズム専用病院（専用病床）の開設は、

認めないこと。

(4) 救急医療体制の整備について

1) 救急医療体制の整備

救急医療体制の整備に関し、昨年度は搬送途上における応急処置の向上等に関する回答を得たが、「出口問題」や搬送に要する時間の短縮など、救急時の搬送先の確保に関わる課題がある。

解決すべき課題を明らかにするとともに、根本的な解決策として、救急医療を担う医療機関の増加及び医師・看護師等の確保を図ること。

(5) 医師・看護師の確保と労働環境の改善について

A【医師確保について】

神奈川県は全国と比較して、医療施設に従事する外科、内科、産科・産婦人科、小児科などの医師が少ない。医療施設に従事する2016年12月31日現在の県内医師数は18,784人で、人口10万人当たりでは全国平均240.1人に対し、205.4人(全国39位)である。

県は県内4大学医学部の定員増(地域枠の設定)や診療科での勤務を要件とした修学資金の貸付等を行っているが、医師確保に向けた抜本的対策が必要である。また、定着を図る上でも安全な医療提供体制を確立する上でも、勤務医の長時間労働の是正など、労働環境の改善は必須の課題であることから、以下の施策を実施すること。

- 1) 国に医学部入学定員の大幅増を求め、医師要請数1万人体制を実現すること。
- 2) 県としても県内医学部の定数増をさらに図り、修学資金貸付制度の対象拡大や補助の創設、県内医療機関での医師養成数の拡充など、抜本的な施策を講じるとともに、年次計画を策定して計画的に医師の確保に努めること。
- 3) 県は、県内の医科大学の地域枠出身者や自治医科大学出身者等を医療機関に配置して、医師の偏在解消に取り組むとしているが、全国市長会は地域医療確保対策会議の中間とりまとめ案の中で東京や県庁所在地への集中の問題も指摘しており、現在行っている施策と併せて、県内外の医科大学や医学部、医療機関等とも連携し、医師不足の医療機関や診療科、診療所等に医師を派遣する仕組みを作ること。
- 4) 昨年度の回答では、県は勤務環境改善が図られた医療機関の把握はしていないとのことだが、県内医療機関における「働き方改革」の進捗状況を把握し、推進に向けて必要な措置や支援策を講じること。
- 5) 併せて、県として勤務医の労働時間や残業時間の実態を把握し、明らかにすること。
- 6) 国で検討されている医師の時間外労働の上限規制について、一部の医師は1860時間(一般の医師は960時間)とされるが、過労死を助長する恐れがあるため1860時間もの上限を設定しないよう、国に求めること。
- 7) また、医師の場合は医療法に基づく応召義務があるため、時間外労働の上限規制は5年間猶予されるが、すでに勤務医は過酷な労働を強いられており、猶予を撤回するよう国に求めること。

B【看護師確保について】

本年9月30日に出された厚労省・医療従事者の需給に関する検討会の看護職員需給分科会の中間とりまとめ(案)は、2025年度の医療需要に関し「働き方改革」の進行度合いを3案想定し、暫定値ではあるものの看護師は全国的に6~27万人不足するとの見通しを示し、神奈川県は不足数は3.1~3.9万人となっている。第7次保健医療計画でも、人口10万人当たりの看護師数は全国905.5人に対し神奈川県は686.6人(全国45位)と、最下位に近い実態が示されている。県は打開策として「志望者増加に向けた魅力を実感できる研修」、「専任教員の養成」、「離職防止に向けた職場環境づくり」等の施策を挙げているが、看護師確保に向けた

年度目標は不明であり、看護師の労働環境の改善も重要な課題であることから、以下の施策を実施すること。

- 1) 引き続き看護師を増やす実効ある措置を講じるとともに、年度目標を設けて計画的に看護師の確保を図ること。なお、増員目標は「働き方改革」を確実に実行できるものとする。
- 2) 准看護師が看護師にスムーズに移行できるよう、移行に向けた施策を策定するとともに、2年課程通信制養成所を開設し、養成所の学生は修学資金制度の対象とすること。
- 3) 予算の増額も図り、看護学生に貸与する修学資金の貸付枠を1学年の半数程度まで拡大すること。
- 4) 2025年に向けた看護職員需給見通しに関し、看護職員の配置基準は「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」が可能となる基準とすること。
- 5) 県内全ての医療機関で、看護師の夜勤は3人以上の体制で月6日以内（当面8日以内）とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないこと。
- 6) 看護師職場では、人手不足による3交代勤務やパワハラ等が増えている。県が今の労働実態を把握することが必要であり、看護師の夜勤や時間外労働の実態について調査すること。
- 7) 訪問看護師が訪問先の利用者や家族から受ける暴力・パワーハラスメントについて、国からガイドラインが示されている。
 - ① 県として被害者、加害者を生まないように、実効性のある対策を講じること。暴力・ハラスメントに対応する公的な相談窓口を設置すること。
 - ② ケースによって複数での訪問が有効な場合があるため、この場合は報酬を加算すること。
 - ③ 看護師が被害を報告しやすい仕組みとアフターフォロー体制を事業所が取れるよう、周知し研修を行うこと。
- 8) 一部の医学部の入学試験で、女性の受験者が女性であることを理由に不当に不合格とされ、大きな社会問題となった。県は「女性医師数は近年増加しており、全体に占める女性の割合も増えている」としているが、増加しているからといって女性への差別は許されない。医学部受験において不当な差別が起きないように、県としても県内医学部に注意喚起を図ること。

C【在宅医療を担う医師・看護師の確保について】

- 1) 在宅医療の推進にはそれを担う医療機関や施設、医師、看護師等の体制強化が必要であり、年度目標を持った計画的整備が必要と考える。しかし、昨年度の回答では計画性が感じられず、進捗状況の評価も不明である。まず、将来的に必要な在宅医療を担う医師、看護師の見込み数を明らかにすること。
- 2) 昨年度の回答で、県が在宅医療を担う医師向けの研修や看護職員確保に向けた修学資金貸付、潜在看護職員への再就職支援等を行っていることは理解できたが、将来の必要量との関係で、現在どの程度整備が進んでいるかは不明である。現在の到達点と県の評価を示すこと。
また、計画的な整備に向けた医師、看護師確保の年度目標を示すこと。

(6) 診療報酬に関して

- 1) 地域別診療報酬の設定・実働化は行わないこと。
県は「地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化に向けた実効性について慎重に検討すべき」との回答だったが、地域別診療報酬を設定する狙いは医療費適正化にある。住む都道府県によって受療権に格差が生じる。
全国一律の診療報酬が国民皆保険制度を支えてきたことを考えると、地域別診療報酬は弊害が大きいと言える。日本医師会の会長は、隣接県で医療費が異なる事態が生じ医療に混乱が起きる可能性があるとして、弊害を指摘している。全国一律の診療報酬を踏襲すること。
- 2) 国は急性期の入院基本料を在宅復帰率や重症度で厳格化し、診療報酬を使って病床の機能分化

を推進しているが、診療報酬上の理由で病床転換が生じていることは重大な問題である。病床機能と退院先とは関連がなく、7対1入院基本料の算定要件による対象病床削減を撤回するよう国に求めること。

- 3) 県は精神科特例に対し「必要な人員数が定められている」との認識を示しているが、長期入院や「隔離」など、精神科特例による患者への差別的対応が人権侵害として告発されている。

県は「定期的な立入検査等を通じて」確認、指導するとしているが、抜き打ち検査でなければ実態が明るみに出ないとの指摘も多い。抜き打ち検査を実施して、実態を正確に把握すること。

精神科差別の精神科特例を廃止し、配置基準と精神科病棟入院基本料などの診療報酬を改善するよう国に働きかけること。

- 4) 神奈川県は今後高齢化が進行するが、高齢社会に対応した医療提供体制の充実に向け、特別養護老人ホーム等の施設入居者への医療提供に関する診療報酬の改善を国に求めること。

(7) 災害時の透析患者への対応について

- 1) 緊急災害発生時の透析患者の移動手段について、迅速に透析医療を確保できるよう搬送車両に「災害緊急車両」と明示するなど、システムづくりを進めること。
- 2) また、災害時透析医療活動マニュアルに「災害時透析患者カード」を添付し、透析患者にくまなく配布すること。

(8) 差額ベッド料の徴収について

医療機関における差額ベッド料の取扱いについて、県は医療機関に指導しているとのことだが、2018年3月5日付け厚生労働省通知（保医発0305第6号）の内容が徹底されていないと思われる不当な請求事例が起きている。以下の事項を実施し、改善を図ること。

- 1) あらためて県内医療機関に国の通知内容を周知するとともに、患者が気軽に相談できるよう、県に相談窓口を開設すること。
- 2) 差額ベッドの利用に関わって、患者本人等が意に反して同意書を書かされることがあってはならない。差額ベッドの利用は患者や家族に選択の余地があることを丁寧に説明するよう、医療機関に徹底すること。
- 3) 県内医療機関の差額ベッドの空き状況を調査し、全病床に占める差額ベッドの比率について、必要な見直しを国に求めること。

(9) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）による健康被害の防止と救済に向けて

- 1) 子宮頸がん予防ワクチン接種によると思われる副作用被害について、県内の被害者の救済状況を毎年把握し、救済措置を受けられない被害者についてはその原因を明かにし、県として早期に救済策を講じること。県の救済策の一つとして、通院・入院等の医療費助成制度を再開すること。

[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

(1) 保険診療について

- 1) 保険診療の縮小や混合診療の拡大は行わないよう、国に求めること。

(2) 医療費窓口負担について

- 1) 3割負担を原則とする日本の窓口負担は高すぎる。被用者保険や国民健康保険を含め、窓口負担割合を軽減または無料にするよう、国に求めること。

(3) 国民健康保険について

- 1) 国保の保険料負担率を被用者保険並みに引き下げするため、少なくとも1兆円規模の国費投入を

引き続き国に求めること。国保への国庫負担を1984年当時の「医療費の45%」に戻すよう、国に求めること。

- 2) 決算補填等を目的とした市町村の法定外繰入に関し、国に市町村の判断に基づく法定外繰入を認めるよう強く求めること。県としても、同様の立場から市町村の判断を尊重すること。
- 3) 保険者努力支援制度への加算減算双方向でのインセンティブ措置の導入を含め、保険者努力支援制度を使った法定外繰入の削減誘導は保険料の引き上げを誘発することから、やめるよう国に求めること。また、県の2号交付金にある資格証明書の交付を評価する仕組みをなくすこと。
- 4) 国保法第1条により国保は社会保障であると認識しているが、実態は生存権や受療権が脅かされる「払えない保険料」となっている。

高額な保険料負担を是正し、低所得世帯は保険料負担率を5%以内に抑えるとともに、子どもの均等割は廃止すること。

- 5) 短期被保険者証の交付に関し、窓口留置きの防止や有効期限内の被保険者への交付を求めた厚労省保険局国保課長通知(平成21年12月6日 保国発1216第1号)の留意事項の内容を、神奈川県国民健康保険運営方針に記載すること。

また、資格証明書について、神奈川県国民健康保険運営方針では財産調査を行い「特別な事情」の有無を的確に把握するとしているが、原則として交付は中止すること。

- 6) 市町村の保険料(税)独自減免制度について、多くの市町村は所得変動減免が主であり、低所得者世帯はそもそも所得の著しい変動はないことから、「使えない」減免制度となっている。

国保運営方針に、標準的な例示として『生活保護基準の130%以下の世帯』を減免対象とする「生活困窮減免」を盛り込み、改善を図ること。

- 7) 国は特定健診の受診率目標(2025年度末までに70%)を示しているが、神奈川県内市町村の国保は27%と著しく低い。横浜市、川崎市、清川村は受診率向上のために受診料を無料にしたが、県として無料にする取り組みを進めること。
- 8) 市町村国保への定率補助をカットする医療費波及増調整(いわゆるペナルティー)を完全に廃止するよう、国に強く求めること。
- 9) 県として県内国保組合の保健事業や医療費適正化の取り組み等への補助を拡充するなど、国保組合の育成・強化を図ること。

また、国保組合への定率補助を一律32%に戻すよう、国に求めること。

(4) 後期高齢者医療制度について

- 1) 国に対し、医療費窓口負担(一部負担)の原則2割負担化は行わないよう、強く求めること。
また、廃止・縮小された保険料特例軽減措置の復活を求めること。
- 2) 後期高齢者負担率の上昇を抑えるため、国に対し国庫負担の増額を求めること。
- 3) 2018年度神奈川県後期高齢者医療特別会計において、支払基金残高を含む年度末の実質的剰余金は約134億円で、平均被保険者数は108.9万人であるため一人当たり12,300円に相当する。加えて、歳入歳出差引額は135.2億円であった。
また、収納リスクや給付リスクに備えとされる財政安定化基金の年度末残高は、2016年度末、2017年度末、2018年度末ともほぼ77.4億円である。あらゆる財源を活用して保険料の引き下げを行うよう、県広域連合に助言すること。
- 4) 保健事業の推進は、本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資する取り組みである。特定健診の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り組みを行うこと。
- 5) 昨年10月の所得階層別被保険者数を見ると、所得100万円未満が71.9%を占め、所得ゼロが54.9%に及ぶ。本年2月1日の短期被保険者証交付者数は1,401人で、交付ゼロが5自治体、10人未満が5自治体で、最大の被保険者数を抱える横浜市でさえ35人であるの

に対し、川崎市(312人)と横須賀市(221人)は特に異常である。他に100人を超える自治体は、平塚市(115人)と小田原市(114人)のみである。

こうした自治体間格差の理由は交付基準が異なるため、短期証が滞納者へのペナルティーとして使われていることが懸念される。納付書による納付者は14万人強と推計されるが、2018年度収納率は99.5%と高い。

収納対策以上に「受療権(生存権)の保障」こそ最も重視されるべきであり、県広域連合の交付要綱は「できる規定」であることから、短期証の交付は中止すること。

- 6) 2018年度の保険料減免申請件数は187件(決定186件)だが、収入状況による減免は4件にとどまり、大多数が災害減免である。低所得者にとって「使えない減免制度」であり、前述の所得状況からも生活保護基準130%以下を対象とした生活困窮減免制度を創設すること。

(5) 協会けんぽについて

- 1) 国税庁(2019年2月28日公表)によれば赤字法人率は66.6%で、普通法人271万6,818社中181万977社が赤字となっている。小売業では74.5%に及ぶ。

国は社会保険の加入対象を拡大してきたが、赤字が多い中小企業からは、県内においても社会保険料負担の軽減を求める強い声が寄せられている。

主に中小企業が加入する協会けんぽへの国庫負担割合を健康保険法本則に規定された上限(20%)まで引き上げるよう、国及び関係機関に求めること。

[3]. 県の医療費助成制度の拡充に向けて

(1) 県の3つの医療費助成制度全般について

- 1) 県の小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成制度の3制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を撤廃すること。

県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されていることから、県の回答には道理が無い。早急に制度の改善を図ること。

なお、当時の「見直し検討会」では結論がまとまらず、事務局を務める県が「議論を引き取らせてくれ」と言って、これらを導入した経緯を強調しておきたい。

また、重度障害者医療費助成制度の年齢制限について、財政的理由を除いては65歳以上を除外する合理的理由は全くない。障害者差別禁止条約では差別とは「合理的配慮の否定」と説明しており、「ともに生きる社会かながわ憲章」に「全ての人のいのちを大切にすると謳われている。65歳の年齢制限は直ちに撤廃すること。

- 2) 市町村の医療費助成制度の格差を解消する手立ての一つとして、小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成制度の市町村への補助率を、全市町村とも2分の1とすること。

対象年齢と補助率の引き上げは市長会や町村会からも重点要望として出されており、政令市からは「同じ県民税を払っているのに補助率が低いのはおかしい」との意見が出ている。

(2) 小児医療費助成制度について

- 1) 中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。
- 2) 通院の医療費助成において、県内29自治体(2019年10月1日現在)が中学校卒業までを対象としている。県の助成対象を直ちに就学前から中学校卒業までに引き上げること。
- 3) 市町村の小児医療費助成制度において、一部負担金導入の動きが広がっている。医療費助成制度の福祉的性格を否定するものであり、低所得世帯ほど受診抑制が引き起こされる。市町村が一部負担金を導入しないよう協議すること。

なお、県制度が通院助成を長期にわたり就学前までとしていることと、県が最初に一部負担金を導入したことが要因の一つであり、「助言する立場にない」などと静観する態度は許されない。

広域自治体として県内の子どもに責任を負う立場から「助言」すべきであり、制度施行当初の市町村への補助率を見ても、県には道義的、財政的責任があることを銘記すべきである。

(3) 重度障害者医療費助成制度について

- 1) 重度障害者医療費助成制度の対象を、通院・入院とも精神障がい者2級まで拡大し、精神障がい者1級の入院助成を早急に実施すること。

また、県は重度に相当するのは精神障がい者1級としているが、精神障害者家族会の当事者団体は「1級と2級との差はない」と説明している。精神障がい者2級の通院助成を先行するなど、段階的な対象拡大も含めて検討すること。

(4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

- 1) 高齢者の医療費の低減にも資することから、清川村の制度にも学び、県として高齢者医療費助成制度を創設すること。

[4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

(1) 介護給付費抑制策からの転換

- 1) 要支援1・2の介護保険外しにとどまらず、今後検討される要介護1・2の家事援助の地域支援事業への移行、利用料原則2割負担化やケアプランの有料化など、介護保険の制度改正の多くが介護給付費抑制策に端を発していると言っても過言ではない。

介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、誰もが安心して利用できる介護保険制度を確立するよう、国に強く求めること。

(2) 1号被保険者の介護保険料について

- 1) 厚労省によれば65歳以上(1号被保険者)の介護保険料(全国の月額加重平均)は、第1期2,911円から第7期は5,869円へと2倍になっている。保険料の抑制を図るため、国25%としている公費負担割合を大幅に引き上げるよう、国に求めること。
- 2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各12.5%とされているが、国庫負担が増額されるまでは、市町村とも連携して県独自にも保険料負担軽減や低所得者対策を図ること。
また、介護利用料についても、低所得者への軽減措置を制度として確立するよう、国に求めること。
- 3) 市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、市町村に周知すること。

(3) 介護報酬に関して

- 1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要であり、国に介護報酬の10%以上の引き上げを求めること。
- 2) 同時に、介護報酬の引き上げは保険料の引き上げや利用者の負担増を招くことから、その財源は国庫負担の増額に依るよう国に求めること。

(4) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

- 1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化(要介護3以上)が行われたが、制度的には特例入所が認められている。直近の特例入所件数を明らかにすること。

また、介護報酬の関係から要介護4以上に入所を限定する施設があり、補足給付の見直しによ

る負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれている。入所制限や負担増による退所の実態について、直近の状況を明らかにすること。

- 2) 県内の特養待機者数は、13,426人(2019年4月1日現在)と聞く。第7期かながわ高齢者保健福祉計画では3年間で約3,100床の特養を整備する計画だが、不足が懸念される。各市町村の実態を把握し、申請後1年以内の入居を目標に、国有地や県有地の活用を含めて、市町村と連携して整備・増設を進めること。
- 3) 補足給付の申請に関し、資産要件の追加が実務的負担(預金通帳の写しや金融機関調査の同意書の提出など)や利用者負担を招いている。資産要件の撤廃を国に求めるとともに、県内では弾力的運用を図ること。
- 4) 災害時や緊急時の対応も想定し、介護老人保健施設や介護医療院において、人工透析患者も入所できるよう、透析治療が可能な設備や施設を一定程度併設すること。

(5) 自治体の新総合事業について

- 1) 新総合事業のサービス類型は、市町村によって異なる。新総合事業に移行する前の介護予防給付に相当するサービスが、従前からの利用者のみならず新たな要介護認定者も含めて、どの程度保障されているか実態を把握すること。
また、それに基づき、介護予防給付に相当するサービスを基本に実施するよう、市町村に指導・助言すること。
- 2) 基本チェックリストによる新総合事業への振り分けはやめ、介護認定申請を優先的に保障するよう、市町村に指導・助言を行うこと。
また、基本チェックリストの対象者には、要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。
- 3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、サービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握し、市町村への指導・助言を行うこと。

(6) 介護職の確保と処遇改善について

- 1) ヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員など、介護人材確保の進捗状況を明らかにすること。
介護職は2025年度には約21,000人が不足すると見込まれていることから、介護人材確保策を強化し、年度目標を持って確保に努めること。
- 2) 介護職の賃金状況に関し、施設型、居宅型(通所サービス、訪問サービスなど)、地域密着型のサービス類型別に、処遇改善や賃金引き上げの状況を示すこと。
併せて、移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた具体的対策を示すこと。
- 3) 事業所が介護職員処遇改善加算を取れない主な理由として、「事務作業が煩雑」、「利用者負担の発生」、「対象の制約のため困難」の3つが挙げられている。利用者の負担増を招かないよう、処遇改善の財源は介護保険と別枠で交付するよう国に求めること。介護職のみならず介護事業所に働く労働者も対象として賃金を引き上げるよう、国に求めること。
- 4) 介護職の養成校では、深刻な定員割れが続いている。受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を実施すること。介護職の処遇改善等が前提ではあるが、県内の高校生等に介護職場の魅力を普及することは重要な取り組みの一つと考えられる。

(7) その他介護保険制度全般に関して

- 1) 国は療養病床の介護医療院への転換を誘導するため移行定着支援加算(1年間)を設け、県も「今後3年間は、介護療養型医療施設や医療療養病床からの転換を優先する」と、介護医療院へ

の転換を推進している。

しかし、医療療養病床から転換した場合は施設基準が下がり、2018年度介護報酬改定で設定された介護医療院の報酬が次期改定でも保障されるとは限らず、施設基準の経過措置も継続されるとは限らない。また、国の介護給付費抑制策の下では、特養同様に入所制限が設けられることも想定される。しかも、現在介護職不足であり、国が謳うサービスが十分に給付される保障はない。こうした点から、療養病床の介護医療院への拙速な転換は控えること。

- 2) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」が行われようとしているが、介護や障がい福祉はそれぞれ異なる専門性が求められる分野である。専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準等を適正に確保すること。
- 3) 介護利用料の3割負担化に関し、すでに負担増により制度から排除される利用者も出ており、県として利用料の引き下げを求めること。また、利用料の原則2割負担化には反対すること。
- 4) 財務省の財政制度等審議会の建議（本年6月19日）は、介護利用料の原則2割負担化、ケアマネジメントにおける利用者負担の導入（ケアプランの有料化）、要介護1・2の生活援助サービス等の地域支援事業（自治体事業）への移行、第8期からの介護調整交付金のインセンティブとしての活用などに言及している。

これらはどれも負担増や介護認定と介護給付の抑制、徴収強化などに結びつくものであり、介護保険制度の大改悪であることから、こうした制度改定は行わないよう強く国に求めること。

- 5) 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。
- 6) 65歳以上の障がい者に対する介護保険制度の優先原則を機械的に適用しないよう、市町村への指導を強めること。
- 7) 看護師同様に、ヘルパーなどの介護職においてもハラスメント対策が必要である。実効性のある対策を講じること。

[5]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて

(1) 県として以下のことを実施すること

- 1) 高齢者の生活実態を把握することは県が高齢者施策を検討する上でも重要であり、年金は老後の生活保障としての重要な社会保障制度であることから、県内の年金支給実態を把握し公表すること。
- 2) 県内の無年金者を把握し、県として一定の救済措置を講じること。

(2) 以下の事項を国や関係機関に求めること

- 1) 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度にふさわしく、無年金者に対し救済措置を講じること。
- 2) マクロ経済スライドは廃止し、年金給付の削減は中止すること。年金積立金の取り崩しなど有効な施策を実施し、給付水準を維持すること。
- 3) 物価スライドに使われる消費者物価指数は高齢者の生活実態を反映しておらず、低所得者の生活実態を反映した指数を採用するよう見直すこと。
- 4) 年金支給開始年齢を見直す動きがあるが、年金制度への信頼性を損なうものであり、これ以上支給開始年齢を引き上げないこと。
- 5) 未納保険料の追納に関し、後納可能期間を長期に延長し無年金者の減少を図ること。
- 6) 年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
- 7) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。
- 8) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に

努めること。

[6]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

(1) 生活保護制度の改善・充実について

- 1) 生活保護基準が引き下げられ保護費の削減が行われており、生活保護受給者援護のため県独自に夏季と年末に福祉手当を各1万円支給すること。
- 2) 県内の貧困実態について調査するとともに、県内の捕捉率を明らかにすること。
- 3) エアコン設置に関し、国は2018年4月以降に一定条件を満たす場合の購入費支給を認めたが、それ以前の保護開始者も対象とすることや期限を切ることのないよう、国に求めること。
また、熱中症対策として、エアコンを必要とする世帯へのエアコン購入への援助を県独自でも行うこと。
- 4) ケースワーカーの対応が不十分で支援が行き届いていない例が散見される。ケースワーカーの加重負担解消のため増員を図り、生活保護利用者の人権を尊重した支援ができるよう研修を重視すること。
- 5) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。
- 6) ガイドラインで設備などが定められていた無料低額宿泊所について、社会福祉法の改正により「設備及び運営に関する基準」が条例化された。また、事前届け出制、最低基準の設置、改善命令が創設されたことにより、悪質な事業者を規制する仕組みが作られた。
適切な監査を実施し、入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行い、入居者の生活が守られるようにすること。
また、利用者の転居希望の有無と転居が実現しない理由等について定期的に調査を行い、自立支援を促進すること。県として自立支援施設を設置すること。

(2) 生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること

- 1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、地域格差が生じないように、子どもへの学習支援を強化し、家計改善支援にも取り組むこと。
- 2) 就労準備支援事業に取り組むこと。また、就労訓練の1つである「中間的就労」は最低賃金以下で働かせて良いとなっており、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするものである。直ちに見直すこと。
- 3) 住宅確保給付金は、対象を離職者に限定せず広げ、使い勝手の良いものに改めること。
- 4) 生活困窮者支援法には経済的給付はほとんどなく、生活困窮者の支援の実態とかけ離れたものになっているため改善すること。
- 5) 相談窓口業務は、就労に偏った支援となっている。給付金についても、再就職ができそうな人にしか利用を認めないなどの運用はさけること。
- 6) 生活保護を受けるべき人が自立相談窓口に戻され、生活保護が必要な人が受けられず帰されることにならないよう、運用に配慮するよう指導すること。
- 7) 自治体職員、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の支援員、民生委員等の情報共有を行う会議体を設け、包括的かつ早期に支援を行うこと。

(3) 生活困窮者への支援について

- 1) 生活保護受給者、低年金で暮らす高齢者をはじめ、生活困難に直面している県民への支援事業を充実させるため、生活実態調査を市町村と協力して行うこと。
- 2) 県営住宅の大量建設を図るとともに、家賃減免制度の周知徹底を行うこと。家賃滞納による安易な追い出しはしないこと。
- 3) 生活に困窮する高齢者、子育て世代、若者への家賃補助など、住宅支援や住居喪失者のための

住居と安定就労を確保する取り組みを、国とも連携して実施すること。

[7]. 高齢者福祉の充実に向けて

- 1) 県の高齢者福祉施策を検討する上で、また、災害時の避難対策や防災上も重要と考えられることから、市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう、市町村に指導・助言すること。
- 2) 県が行っている高齢者の見守り事業に関し、孤独死などを未然に防ぐことが可能か、不足している課題は何かを明らかにすること。
また、高齢者が孤立しない地域コミュニティづくりに関し、モデル事業のノウハウの普及にとどめず、県として市町村や政令市の行政区別に数値目標も設定して、見守り事業の推進状況を把握すること。
- 3) 市町村とも連携して、緊急時の対応や関係機関等の連絡先など、高齢者が手軽に一目でわかる壁などに貼れるもの作成すること。
- 4) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器等の設置について、助成措置を講じること。

[8]. 障がい者福祉の充実に向けて

(1) 障がい者の差別解消に向けて

- 1) 2014年に障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法も制定されたが、障がい者の人権を守るために、また障がい者に対する理解の普及・啓発にとどまらず条約の理念を県のあらゆる施策に反映するために、早急に障害者差別解消条例を制定すること。
また、条例制定にあたっては広く障がい者団体から意見を聴取するとともに、京都府で制定されたような総合的で具体的な対応を示した障がい者差別解消条例とすること。
- 2) 障がい者差別解消法が制定されたとはいえ、様々な場面で起こる障がい者差別の解消に向けては、地方自治体が具体的に対応する必要がある。県として、差別解消に向けた職員への対応要領だけでなく、解消に向けた取り組みを条例に規定すること。
- 3) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集を作成し公開しているとのことだが、その周知と広報が不十分である。
障がい者の方の利用施設や商店街などをはじめ、すべての事業所に知らせるとともに、広報やポスター等を掲示し、直接県民にわかりやすく周知すること。
- 4) 障害者差別解消法や「ともに生きるかながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対しての理解を深めるよう、座学だけでなく、県職員等が障がい者支援の現場での体験研修などを行うこと。
- 5) 身体障がい者と知的障がい者だけに適用されている神奈川県内の「バス運賃割引制度」を精神障がい者に対しても適用するよう、神奈川県バス協会に強く働きかけること。

(2) 障がい者への経済的支援の強化について

- 1) 在宅重度障害者手当の対象を拡大すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳の年齢要件は廃止すること。
- 2) 肢体不自由者が地域で安心して暮らすために、グループホームへの支援だけでなく、家賃補助制度を創設すること。
- 3) 高齢の障がい者を介護している家庭や一人暮らしの障がい者に向けた支援を充実すること。
障がい者総合支援法の改定で自立生活援助が創設されたが、見守り事業の拡充だけでは不十分であり、地域生活を支援する制度を充実させること。また、経済的援助を含む支援体制を確立すること。

- 4) 市町村が実施している福祉タクシー制度の県内共通利用について、県が主導して実現を図ること。県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。

(3) 障がい者の日常生活や活動支援の強化に向けて

- 1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書が当事者の意向に沿った計画となるよう、相談支援専門員の増員計画を示すこと。県として相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じること。また、相談機関の増設を市町村に働きかけること。
- 2) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。
- 3) 障がい児の放課後等デイサービスにおいて、専門的知識を持った人員を配置し、質の向上を図ること。また、報酬の改定により、事業継続が厳しくなったところもあると聞いている。質の向上を図りながらも事業が存続できるように支援の強化を図ること。
- 4) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者に対して、往療（出張）するためのガイド、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するためのアシスタントを配置する制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。
- 5) 日常生活自立支援事業に関し、国では2019年度国庫補助算定基準額の引き上げが予算化された。この事業は社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう福祉サービス等の利用援助を行うもので、障がい当事者やその家族の高齢化が進む中で、社会からの孤立を防ぐためにも益々必要とされる事業である。

県は、利用者契約数1人当たりの算定額の増額（月6,600円から月7,900円に）や生活保護受給者1人当たりの算定額の増額（月2,500円から月3,000円に）を、今年度の補正予算に計上すること。

また、市町村によって支援内容に格差が生じており、市町村の社会福祉協議会は厳しい財政運営を余儀なくされていることから、県は市町村にこの事業の整備・拡大を働きかけること。

(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

- 1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県として入所調整だけではなく、希望者の入所を可能とするよう施設の増設を図ること。
- 2) 在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドが不足している。地域の総合病院にショートステイができるようにベッドを確保するよう、県から働きかけるとともに財政的支援を行うこと。
- 3) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設がショートステイも可能となるように、施設の充実を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村まかせにせず、県独自の支援策を講じること。
- 4) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に確立すること。肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

(5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について

- 1) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援を市町村まかせにせず、すべての市町村が支援事業を実施できるように県として積極的に支援し、県独自の助成措置を講じること。

- 2) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、市町村まかせにせず、県として財政支援を含め積極的に支援すること。
- 3) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、県独自の支援をすること。

(6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって

- 1) ライトセンターの施設改修を指定管理者まかせにせず、県として進めること。また、最低賃金も毎年上昇していることから、指定管理の期間内であっても指定管理料の増額を図ること。
- 2) 神奈川県社会福祉会館の建て替えについては、福祉関係団体が地域の福祉ネットワークを維持・向上できるよう、施設の利用条件を変更しないこと。

[9]. 未病関連事業予算について

- 1) 未病関連事業は抜本的に見直すこと。介護予防や特定検診、特定保健指導、がん検診など、市町村が現在行っている事業を支援するように改めること。

《4》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(1) 労働者保護行政の強化について

- 1) 労働者の権利擁護、労働組合育成を図る労働者保護行政機能の充実と体制強化を図ること。労働行政に関わる人員の増加を図り、かながわ労働センター及び各支所の体制を抜本的に強化すること。
- 2) 労働基準法など労働法規を遵守するよう、指導・助言・啓発を強めること。労働センターの相談などで県が違法行為を行う企業を把握した際は、直ちに労働基準監督署と協力し法規違反を是正させること。
- 3) 県内で起こっている大規模リストラに対し、労働局と連携し情報収集に努めるとともに、当該企業のすべての労働者に労働相談を知らせるチラシ等を配布するなど、積極的に労働相談の受付を行うよう取り組むこと。
- 4) 人権侵害であるパワハラ・セクハラ・マタハラなどを根絶するために実態調査を行い、解決に向けた県独自の施策を行うこと。
- 5) いわゆる「ブラック企業」の根絶に向け、「ディーセントワーク条例」を制定すること。

(2) 神奈川県労働委員会の体制強化について

- 1) 神奈川県労働委員会の事務局の人員を増やし、より使いやすく、より迅速な対応ができるよう、予算の増額と体制を構築すること。
- 2) 迅速な審理を保障するために、更なる労働委員会の審問室・控室の拡充を図ること。

(3) 企業への指導・啓発について

- 1) 県内の大手電機産業でのリストラは、株主配当を確保した上で黒字を出しているにも関わらず行われている。このような黒字リストラはやめるよう、県として求めること。
- 2) 非正規労働者を含め、安易な解雇を行わないよう、企業に対し強力に指導・啓発をすること。
- 3) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどの経営計画については、労働者からの要請がなくとも雇用対策の一環として事前公表させ、労使間ばかりでなく下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な指導・啓発を行うこと。
- 4) また、雇用の安定を図るために、改正された労働契約法の趣旨に反するような有期雇用労働者

の雇止めがないよう、情報収集や事後対応にとどまらず、抑止のための啓発指導を強めること。

(4) 労働法の基本的知識の周知について

- 1) 若者への労働法の基本的知識の周知に向けて、高校、専門学校、大学など学校教育の中で労働のルールを学ぶ機会をさらに確保するよう努めること。

高校生用の働くルールの学習副読本を充実させ、引き続き私立学校を含む各学校のすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して活用を働きかけること。

- 2) 毎年発行している労働手帳の増刷と合わせ、当該労働者に広く知ってもらおう工夫をすること。

(5) 職業訓練校の拡充について

- 1) 県立産業技術短期大学校西キャンパスの建替え工事、代替施設の仮移転については、機能低下にならないように、また、転居による負担の無いように進めること。

また、今後も、関係団体への丁寧な情報提供及び情報交換などの懇談を行いながら、団体の意見をしっかり受け止めること。

- 2) 県立職業技術校について、訓練内容を充実すること。全ての訓練生に対して、教科書代などの訓練費用を無料とし、交通費や生活費を補助すること。

(6) 企業への助成金のあり方について

- 1) 大企業への助成はやめること。また、「インベスト神奈川」や「セレクト神奈川100」など県が助成した企業が、労働者の大量解雇や重大な法令違反を犯した際には、助成金の支給を凍結すること。

- 2) 助成金の支給は、中小企業を中心とすること。また、補助要件として「県内雇用や県内発注」など、県内経済の発展に寄与する要件を明記すること。

(7) 雇用の拡大と均等待遇の実現に向けて

- 1) 雇用確保と拡大に向けた県独自の施策を実施すること。また、引き続き国に対し、実効性のある正規雇用拡大の対策を行うよう働きかけること。雇用の重要な役割を担う中小企業について、雇用確保・拡大に向けた県独自の支援策の充実を図ること。県としても、正規雇用職員を増やすこと。

- 2) 直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールを確立するよう、国に求めること。高度プロフェッショナル制度は長時間労働を合法化する危険性があり、法の趣旨に照らして国に廃止を求めること。

- 3) 国・神奈川労働局が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に対応し、県としても独自に取り組みを強めること。少なくともプランが示した目標に対して、県内の数値目標を設定し、県内の進捗状況を把握し、推進を図ること。

- 4) 県内非正規労働者の実態把握（アンケートなど）に努め、条件を満たしている全ての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化への啓発を強めること。

- 5) 高校卒業生の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用を増やすよう、強力に要請すること。

- 6) 就職も進学もできずに卒業した青年について、県として労働局と連携して状況を把握し、就職など生活確立に向けた援助を行うこと。

(8) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

- 1) 過労死、過労自殺を防ぐために、全ての労働者の年間総実労働時間が1,800時間以下となるよう、啓発・指導すること。不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。

- 2) 全ての県民が健康で文化的な生活を実現できるよう、最低賃金「時間額1,500円以上」の実現を国・神奈川労働局に強く働きかけること。県が直接雇用する全ての労働者の賃金時間額を1,500円以上にすること。
- 3) 地域経済活性化の観点から、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請すること。

(9) 高齢者の労働環境改善に向けて

- 1) 全ての企業に対し、「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう強く啓発・指導すること。高年齢者雇用安定法5条及び40条に規定する高齢者団体に対し、支援を強化すること。

(10) 障がい者雇用の促進に向けて

- 1) 雇用の実態調査を行い、雇用率の低い大企業については、達成のための指導を行うこと。中小企業などが障がい者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を拡充すること。
- 2) 障がい者雇用の促進するため、企業への情報提供や研修会の開催、ジョブコーチ制度の促進、雇用奨励金の創設など、障がい者雇用の支援策を拡充すること。
- 3) 県の障がい者雇用率の不適切な事務処理の再発防止策を講じるとともに、県が率先して障がい者雇用率を達成すること。特に、教育委員会での障がい者雇用率達成のために、教員採用において障がい者雇用を進めるとともに、補助者の配置を充実させるよう努めること。
- 4) 県として知的障がい者や精神障がい者の雇用を進め、障がいの特性に合った業務内容とするなど障がい者が働きやすい環境を整えること。
- 5) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、職員配置は国基準を上回る県単加配を継続・充実するとともに、国基準の引き上げ・予算措置の充実を国に求めること。空調設備をはじめ施設設備の老朽化対策の早期実施を図ること。
- 6) 障がい者雇用の拡大や障がい事業所の仕事興しに向けて、県や市町村など公的機関の仕事を受注した企業が障がい事業所等への優先調達や業務委託を行うよう、受注要件の改定を行うこと。
また、指定管理者には障がい事業所への優先調達と業務委託を行うよう、選定要件を変えること。

(11) 外国人労働者について

- 1) 外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について全面的に調査し、雇用・賃金・労働条件等の大幅改善、労働保険や社会保険加入などが行われるよう、雇用主等への啓発・指導を行うこと。
相談に対応することはもちろん、労働問題が顕在化しにくい労働者であるからこそ、実態把握を通じて課題を抽出すること。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律に基づき設置された外国人技能実習機構を、本県にも設置するよう国に要望すること。
- 2) 外国人労働者の権利を守るための様々な基準やルールを徹底するために、法律家、労働関係者や学者などをメンバーとする協議会等を設置し、関係機関とも連携しながら、外国人専用の労働相談や個人紛争救済をサポートする機能を作ること。
- 3) 外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている実態が指摘されており、技能実習生への人権侵害が後を絶たず、逃亡や行方不明者も出るなど、諸外国からも批判を浴びている。
県として、この制度の改善を強く国に求めること。また、外国人雇用主への労働法規の啓発・周知を強めるとともに、外国語の労働手帳を発行し、全ての外国人労働者に配布すること。
- 4) 神奈川県が国家戦略特区に提案した外国人家事支援人材事業は、新たに家事支援の分野に規制緩和を拡大するものであり、低賃金労働の促進が懸念される。また、顧客情報を県が把握できないなかで、保育や介護など家事支援以外の労働が無資格で行われる可能性も否めない。

こうした事態を招かないように、県としても有効な対策を講じること。また、監査による結果をホームページ等で公表すること。

- 5) 家事支援外国人受入事業の、2017年6月以降の特定機関の届け出後の事業推進状況を、具体的に明らかにすること。家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。また、「神奈川県第三者管理協議会」の実効性を強化するため、法律家団体・労働団体・女性団体の代表が参加できるようにすること。

(12) 県が発注する公共工事や委託業務の質の向上へ、従事する労働者の適正な賃金の確保等

- 1) 公契約条例を制定し、県が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の適正な賃金が確保されるよう指導すること。条例制定にあたっては、「末端の下請労働者の賃金実態を行政主導で把握する仕組み」、「違反がある場合、当該労働者が告発できる制度」、「違反企業に対する罰則の明確化」などを盛り込み、実効性のあるものにする。

また、「公契約条例制定自治体運用状況調査」結果についての分析結果・見解を公表すること。

- 2) 委託費の積算基準、特に人件費の積算基準を確立すること。庁舎等清掃業務については積算要領を作成しているとのことだが、他の委託業務についても積算要領を作成すること。
- 3) 県の委託業務に関わり、税金を使った公共事業であることに鑑み、委託先が変更になった場合、そこで働く労働者の雇用を継続するよう委託先に要請すること。県が進める公共事業で労働者に不利益が生じる事態を招かないよう、強制力がなくとも回避の要請は行うこと。

(13) 県内争議の早期解決に向けて

- 1) 県内争議の早期解決のため、指導・助言を強めること。大企業職場での「非正規切り」について、早期に解決するよう県として企業に働きかけること。
- 2) 地域経済への影響にも配慮し、相談を受けての対応のみならず、事業者に対してリストラや退職勧奨などを行わないよう、働きかけること。
- 3) 本年3月に横浜地裁で解雇無効の判決が下された「緑陽苑争議」の当事者である社会福祉法人は、ようやく本年9月に原告を職場に戻したが、8年以上もの不当労働行為が続けられており、極めて悪質である。

県は監督権のある横浜市及び職場の所在地である川崎市と連携し、福祉職場の適切な労働環境が確立されるよう、能動的に指導性を発揮すること。

(14) 福祉労働者の処遇改善に向けて

- 1) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務に従事する労働者の賃金・労働条件を点検し、人間らしく誇りをもって働けるよう処遇改善を指導、推進し、そのための支援策を拡充すること。賃金支払い状況の把握にとどまらず、実態に即した賃金受け取り状況の把握を行うこと。指定管理施設には社会保険労務士による労働審査制度を導入すること。

[2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を

(1) 中小企業への支援強化に向けて

- 1) 大企業は資金力があり、国において税制面で優遇されている。県内で黒字リストラを行う企業に対し、県内雇用や県内発注を要件にしない大企業の誘致策はやめ、企業誘致や海外進出支援以上に、現在の雇用を維持している中小企業支援を強化すること。また、そのためにも中小企業向け予算を大幅に増額すること。
- 2) 中小企業支援のために、県が発注する公共工事や業務委託などに県内の中小企業や小規模事業者への発注割合の目標を設定し、発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合いを整理して県民に明らかにすること。

(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と基本的な支援について

- 1) 地域経済と社会を支える個人事業や家族経営等の評価を、明確化すること。
- 2) 神奈川県中小企業・小規模企業経営課題把握事業を中小企業と小規模事業者に分け、次の点に留意し、設問を工夫すること。
 - ① 小規模事業者については、個人や夫婦で事業を行っている実態を正確に把握するため、区分を細分化すること。
 - ② 黒字または赤字の問いには、事業主の生活費を確保した上での実態調査として整理すること。
 - ③ 消費税増税に伴う複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態を調査すること。
 - ④ 調査対象を増やし、業種別規模別の実態把握を行うこと。
 - ⑤ 小規模企業応援隊を拡充し、職員が直接面接して調査・助言を行うこと。
- 3) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」には、小規模事業者の声の反映が弱い。審議会の委員公募にあたっては事業者数比を考慮し、小規模事業者枠を拡充すること。モニター制度においても、小規模事業者の意見が恒常的に反映できる仕組みを作ること。
- 4) 循環型地域経済への転換で再生を目指すため、最低賃金の引き上げや税と社会保険料の負担軽減を図るなど、働く人の所得を増やすことが求められる。しかし、多くの小規模企業の経営実態は厳しい状況である。

実態と意見を把握し、賃金や社会保険料の補填など県として中小企業対策を強めること。取り分け、小規模企業に対して直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。

- 5) 景気低迷の中で経営基盤の弱い小規模企業・事業者では、社会保険料や消費税の負担を回避するため、従業員の外注化が進んでいる。建設業以外にも軽運送、美容業でも増えており、多くは無権利状態で低賃金長時間労働となっている。

県の取引業者も含め、実態調査の上、下請け二法の順守を働きかけるとともに、適正な取引のためのガイドラインを設けるなど、単価と労働時間が確保されるよう対応すること。

(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について

- 1) 自治体連携型小規模事業者持続化補助金を活用し、県独自にモノづくり補助金や小規模事業者持続化補助金の制度を創設すること。

また、経営指導、技術指導と結びつけて、経営支援を強化すること。
- 2) 中小企業や小規模事業者には、現状では単価が抑えられる一方で税金や社会保険料の負担が重く、仕事の継続が厳しく基盤技術そのものが継承されない深刻な事態が見受けられる。

制度融資での支援では不十分であり、中小の町工場に対し単価・工賃水準を調査し、持続可能な経営を展望できるよう、当面工場の家賃や機械リース代の固定経費に対する支援、休業補償や雇用維持への支援を強めること。
- 3) 小売・サービス業への経営支援として、商店街の魅力を高めるため抜本的に予算を増やし、空き店舗と空き地活用、事業所の入れ替わり、事業承継及び新規開業を支援する仕組みを作ること。
- 4) 環境保全や地域防災を担う建設・土木工事業者への経営支援を強めること。
- 5) 料飲業者に対する警察の過度な取り締まりを行わないこと。料飲業者の営業の自由を保障すること。

(4) 融資制度の改善について

- 1) 税金滞納や過去の事故・免責・親族の債務・赤字決算などがあっても融資への道を閉ざさず、経営支援の観点から親身になって相談に応じること。
- 2) 金融機関に対し、「どうすれば融資が可能か」具体的に助言し、コンサルタント機能を発揮するよう要請すること。

- 3) 県独自の債権放棄による経営再生をめざす制度融資損失補償施策を実施すること。
- 4) 神奈川県中小企業振興条例に「金融機関との連携」項目を設けること。

(5) 異業種連携活動事業への支援

- 1) この10年間、国及び地方において、異業種交流グループの実態調査が行われていないので、神奈川県内の交流・連携グループ活動の実態調査を行うこと。
- 2) 「神奈川異業種グループ連絡会議」が神奈川・東京を主体として全国の中小企業に参加を呼びかけ、2003年に設立した「まんでんプロジェクト」の活動を支援すること。
- 3) 横浜市、川崎市、相模原市の三政令市と共同して、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の運営強化を図ること。

(6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

- 1) 地域経済の振興に向けて、以下の施策を実施すること。
 - ① 未病や空き店舗対策にとどまらず、商店街の活性化、後継者対策、地域経済の振興に結びつくまちなか商店・店舗・工場リニューアル制度を創設すること。
 - ② 入札参加資格がなくても品質を確保する技術力を持つ小規模事業者の仕事興しのために、小規模修繕契約希望者登録制度を実施すること。
 - ③ 住宅リフォーム助成制度を創設し、市町村が実施している施策を後押しし、全県に広げること。また、県内産業振興のために、小規模事業者を対象としたリフォーム助成制度を創設すること。
- 2) 公共施設や住宅の修繕で、県産材などの利用や地元の工務店・大工への発注を拡大すること。
- 3) 中小工事への大手の参入を規制する「条件付き一般競争入札」の普及を、引き続き図ること。

(7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について

- 1) 大規模小売店舗立地法は大型店が出店する際の商店街など、地域の商業環境の評価は対象になっていない。また、住民の生活環境などへの影響評価も、交通事情やごみ収集など一部に限られている。

商業環境や早朝、深夜営業など、交通・ごみ以外に関する情報提供も義務付け、立地予定地の住民への説明と合意を得る仕組みを作ること。県への届け出による公告と縦覧だけでは、周辺住民への周知が行き届かない。説明会開催の際には、徹底した周知を図ること。
- 2) 大規模小売店舗立地法の地域的需給状況の勘案の禁止条項（第13条）を廃止するよう、国に働きかけること。
- 3) 大規模小売店舗立地法の対象にならない大資本が経営する小規模店舗の出店に際して、近隣商店との話し合いを義務付け、商業調整を行うこと。
- 4) 小規模事業者の事業承継について、到達点と県としての問題点の認識を明らかにすること。

(8) 税制・税務行政などに関して

- 1) 県税の滞納整理や差し押さえは生存権を保障する観点から、引き続き国税徴収法に基づき滞納者の生活や経営実態を把握し、実情に即した対応を行うこと。国税徴収法第75条などの差押禁止財産の規定を、厳格に守ること。
- 2) 滋賀県野洲市が市税等の滞納者をワンストップで支援している事例は全国的に有名だが、こうした取り組みも参考に、再生支援機構との可能な情報共有の仕組みを作り、再生と結びつけた納付を推進すること。
- 3) 多くの納税者が納税緩和措置の存在を熟知していない。滞納マニュアルを改正し、税務担当職員に滞納者への納税緩和措置と申請に関する説明を義務付けること。また、実効性を担保するた

- め、税務担当職員の研修等においてその徹底を図ること。
- 4) 県税関係の申告書等に関し、マイナンバーが不記載であっても引き続き受理すること。
 - 5) 消費税率を8%に増税して以降、家計消費は冷え込みが増し、本年10月からの10%への増税は消費行動をさらに抑制する。最も社会保障を必要とするのは生活弱者や低所得者であり、社会保障の財源は逆進性の強い（低所得者ほど負担率が高い）消費税に求めるべきではない。消費税を当面緊急に5%へ引き下げよう、国に求めること。
 - 6) 中小企業や小規模事業者の営業を守るため、また国民生活、特に低所得者の暮らしを守るため、消費税に頼らない税制を国に求めること。

[3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために

(1) TPP・FTAについて

- 1) 関税ゼロを原則とするTPPの強行、TPPを上回る譲歩を含む日欧EPAの発効、日米FTA交渉の開始など、歯止めなき輸入自由化は農業や国民の暮らし、食の安全、地域経済に重大な悪影響を及ぼす恐れがある。食料主権を守るため、TPPからの離脱、日欧EPAの解消、日米FTAの中止を国に求めること。

(2) 食料自給率の向上について

- 1) 農業人口の減少と高齢化の中にあっても、2018年度の農業白書では、農林水産物・食品の輸出額は6年連続で過去最高を更新したと述べている。しかし、食料自給率は2018年度はカロリーベースで37%となり、食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標は低下傾向で推移している。
県民の食料自給に責任を持つ立場から、食料自給率の向上を全ての政策の柱に位置づけるよう、国に求めること。

(3) 都市農業振興のために

- 1) 市街化区域の農地を存続するために都市農業推進条例を改正し、市町村支援の充実を図り、都市農業推進事業の継続と県下全体の要望に応えられるよう、予算措置の充実を図ること。
- 2) 行政・農業委員会・JAによる協議会等の定期的協議の場（例：川崎市）を設置し、説明会の開催をはじめ、2022年問題に向けた取り組みを三者が連携して行うことにより、生産緑地所有者が熟慮の上判断できる環境を整えること。
- 3) 特定生産緑地指定の意向確認は、遺漏のないよう書面にて行うこと。また、市町村域を越えて所有する場合など、混乱が生じないように近接した自治体が歩調を合わせた手続きとなるよう調整を図ること。
- 4) 市町に対し、都市農地の必要性を周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。
- 5) 都市農地の賃借円滑化法に基づいたマッチングの仕組みを構築すること。また、業者が農家に負担を強いる例がみられることから、国に対し、業者開設型の市民農園については、業者と農家の費用負担や役割分担など、農業委員会等への報告義務を設けるなど、法の運用に一定の拘束力を持たせるよう働きかけること。
- 6) 都市農業推進事業（都市農地保全支援事業補助金）の見直しにあたり、事業の継続と予算措置の充実を図ること。

(4) 農業基本政策

- 1) 認定農業者の増加に繋がるような優遇措置を講じるよう国に求めること。
- 2) 認定新規就農者期間と認定農業者期間に空白が生じ交付金が活用できないという矛盾が生じるため、「農業次世代人材投資資金事業」の受給期間中に認定農業者になった場合も、当該資金の受

給を継続すること。

- 3) 「農業次世代人材投資資金」制度は、希望する青年全てを対象とするよう、国に制度の改善を求めること。
- 4) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、所管課が違い、市町村には基本的に普及指導員がいないことから、県内部での調整と連携を図り、市町村へ十分な指導を行うこと。
- 5) 神奈川県都市農業推進条例にも記載のあるように、農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、農業には多様な担い手が必要だが、こうした担い手に対して施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。
- 6) 農業用施設である畜舎や堆肥舎の建設に関する規制である建築基準法について、同法の適用対象からこうした施設を除外し、別な基準を設けるよう国に働きかけること。
- 7) 農業委員会について、農地情報公開システムは農業委員会の法定台帳を管理する重要なシステムであることから、その維持及び改修に必要な予算を確保すること。業務の効率化を図るため、利用状況調査や農地利用の最適化のための相談業務等に活用するタブレット端末の整備に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。
また、人・農地プランの実質化に求められている地図の作成に利用される農地情報公開システムのデータや写真などの更新費用に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。
- 8) 青年給付金制度が改定されたが、受給期間の延長などはされていない。受給期間の延長と受給期間終了後の県の支援制度を具体化すること。
- 9) 新規就農者の多くが志望する有機農業の本格的指導体制の構築と、有機農業を実践するグループへの支援を強化すること。
- 10) 都市において水田の多面的機能を発揮するため、水稻の作付が安定的に行われるよう、助成措置を講じること。
- 11) 荒廃農地の復旧・農地の荒廃防止を対象とする新たな措置を、市町村・農業委員会と協議の上、講じること。
- 12) 人・農地プランの具体化にあたり、地域の課題の解決には市町村、関係JA農業委員会等が連携して取り組む必要がある。県は関係機関の組織化も含め、地域の実情を踏まえた推進体制の整備を働きかけるとともに、情報の共有化を図れるよう調整すること。
- 13) 農林水産省経営局長通知が出され、農業委員会が主体的に非農地判断を行うことになった。「非農地判断に係るガイドライン」を作成し運用しているが、農業委員会の実務に一定の根拠を持たせるため行政の関与が必要である。
県が農地課長通知を廃止するまでの10年間に各市町村に積み上げられた非農地に該当する恐れのある農地の対応方針や留意点を、農地法関係義務提要に記載すること。
- 14) 畜産振興のため、飼料の自給生産の推進と価格安定基金の拡充を進めること。体験型農園を開設する者に対し、開設、整備費用を支援すること。
- 15) 豚コレラ対策の強化を図るとともに、ワクチン接種による風評被害が起らないように、県としても正確な情報提供に努めること。また、国に対し対策の強化を求めること。
- 16) 種子法が廃止されたが、他県では条例を制定し、これまでと同様の取り組みができるように位置づけている。県としても要領・要綱にとどまることなく、条例制定をし、県独自に原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を明確にすること。併せて、種子法を復活させるよう国に求めること。

(5) 林業の振興に向けて

- 1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用を今まで以上に促進するために、県としての支援策を拡充すること。
- 2) 一般住宅や商店、小規模事業所の新築やリフォームなどへの利用を広げることにより、県産木材の活用と建設業者の仕事興しにも資するため、県独自の補助制度を創設すること。

(6) 鳥獣被害対策について

- 1) 鳥獣被害対策として県は支援センターを新設したが、より一層の対策強化と実効性が求められているため、予算を拡充するとともに、捕獲するための補助を強化すること。
- 2) 銃器による広域的な個体数の削減を図るため、猟区の期間・区域を見直すこと。
- 3) 農業従事者狩猟免許取得推進賛助金は、意欲があり申請しても措置されない例がみられる。予算を拡充すること。
- 4) 狩猟者の後継者不足を解消するため、若年層への働きかけを強化すること。
- 5) 狩猟免許取得者に対し、有効期間満了に伴う更新手続きの案内通知を发出すること。
- 6) 鳥獣の駆除を進めるためにも、ジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つように支援をすること。
- 7) 神奈川では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の効果算定を満たすことが難しいことから、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては、他県で実施しているような捕獲奨励金制度を創設すること。

また、市町村事業推進交付金はその制度上、前年度に翌年捕獲する予定の鳥獣の経費を計上するため、実態に即していないことから、何らかの配慮が必要である。

さらに、行政界を越えた広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるよう、近県、関係市町村と連携した駆除対策を策定すること。

(7) 漁業の振興に向けて

- 1) 近年、東京湾側では貧酸素水塊長期化・拡大化、相模湾側では磯焼けなどにより漁場環境が著しく低下しているとのことである。海底の土壌改良や藻場の造成、栽培漁業や資源管理などに関わる対策の推進を図ること。
- 2) 現在国は研修事業を活用し、担い手育成研修を行っているが、事業採択希望者が多く予算が不足しているとのことである。国に対してさらなる予算の拡充を求めること。また、県が行っている新規就業者育成に関わる支援等を引き続き継続し、さらなる拡充を図ること。
- 3) 現在、漁業用軽油引取税の免税措置が継続されているが、漁業者が安心して操業できるよう免税措置の恒久化を国に求めるとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。
- 4) 近年、三浦半島などで磯荒らしによる検挙数が多くなっている。違法操業や磯荒らしなどの取り締まりを強化するとともに、必要に応じて県として書類送検するなどの対応を強めること。

《5》. 防災と環境優先のまちづくり、 原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

[1]. 防災対策の強化

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

- 1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率の目標（住宅は2020年度に95%）達成に向け、各市町村の状況を把握し連携を強めながら、県として主導的に取り組むこと。情報共有に限らず、財政的な支援も含め支援を強化すること。
- 2) 戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして制度化されているが、市町村の取り組み状況を把握し、必要に応じて補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。
- 3) 民有地の危険なブロック塀の撤去や改善について、市町村と連携して促進すること。市町村地域防災力強化事業費補助金を拡充し、補助率や補助上限額の引き上げ、補助対象の拡大を図ること。

- 4) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と併せて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、国に働きかけること。
- 5) 近年、暴風雨による災害が多いため、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。
- 6) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の調査と対策を進めること。また、土地の売買の際の説明事項とするよう関係団体に働きかけること。
- 7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を早期に行い、対策を進めること。土砂災害特別警戒区域内の住宅建替等補助制度を新設すること。また、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用するよう市町村に働きかけること。
- 8) 津久井湖及び相模湖での湖岸崩落防止対策の予算を確保し、強化・促進すること。
- 9) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セーフティリバー計画を前倒しで進めるなど、早期の対応を図ること。
少なくとも新セーフティリバー計画が計画どおり進むように、財政措置を含めた対応を強化すること。
- 10) 今年の台風19号により、県内でも水害による甚大な被害が発生した。河川内にある大木等により狭隘となり流れの妨げになっている箇所や土砂が堆積して川底が浅くなっている箇所など、各河川の浚渫・整備を早急に行うこと。
- 11) 台風19号の襲来は、多摩川が氾濫していないにも関わらず、川崎市高津区では多摩川と平瀬川の合流付近（溝の口6丁目及び諏訪・北見方・下野毛地域）で死者（1名）が出るなど、深刻な浸水被害をもたらした。天井まで浸水し翌日の夕方まで水が引かない箇所（溝口6丁目）もあり、多摩川につながる用水路やマンホールから水が湧き上がったという住民の訴えや、平瀬川では水門の関係性を指摘する声が上がった。
川崎市と連携し、地域ごとの浸水の原因究明を早急に行い、多摩川流域及び平瀬川流域の抜本的な水害対策と地域防災計画の見直しを行うこと。
- 12) 平瀬川の計画（多摩川水系・平瀬川・平瀬川支川河川整備計画）を改正し、護岸工事が早急に行えるようにすること。県としての予算措置を行うこと。
- 13) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は、総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。
- 14) 昨年の台風21号や24号、そして今年の台風15号による停電及びその長期化は、被災者に多大な苦痛を与えた。こうした停電を引き起こし長期化させた要因を徹底的に検証し、再発防止に努めるよう、国や電力会社に申し入れること。

(2) 防災体制の確立と住民の避難について

- 1) 市町村の常備消防や消防団体制の強化に向け、県として支援を強めること。市町村地域防災力強化事業費補助金については市町村の取り組み状況を把握し、必要に応じて「自助・共助の取り組みや広域的対応」との基準の柔軟な運用や拡大を図り、補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。
- 2) 水道、下水道をはじめ、ライフライン施設の耐震化を今まで以上に促進すること。
- 3) 流域下水道事業の企業会計に伴い、資本費の負担を市町村に増やすことはやめ、今まで通りの負担割合とすること
- 4) 災害避難所の不足について市町村ごとに把握し、市町村と一緒に早急に避難所の指定拡大に取り組むこと。
- 5) 東日本大震災時の要援護者対策を検証し、県の災害対策に生かすこと。また、災害時に一般の

避難所で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所を、全ての自治体で小学校区に一つは指定すること。さらに、広域的な応援体制の確立や介護ボランティア養成などに、市町村と連携し県が主導的に取り組むこと。

- 6) 様々な災害を想定したハザードマップの周知・意識化と活用に、市町村と連携し、県民ぐるみで取り組むこと。
- 7) 災害時の県の緊急相談窓口体制を強化し、広く周知し市町村と連携して対応すること。

[2]. 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実

(1) 県営住宅の建設と修繕等について

- 1) 28団地7,000戸の県営住宅の建て替えが10年間で行われることになったが、建て替えについては丁寧に住民に説明し、家賃の値上げにならないように取り組むこと。また、PFI事業を進めることをやめること。
- 2) 空き家を募集に出すために必要なリフォーム予算は、十分に確保すること。
- 3) 募集にあたっては、住宅についての情報提供をきめ細かく親切にわかりやすく行うこと。
- 4) 低所得者、高齢者や障がい者など、住宅に困窮する県民に安心できる住まいを提供するため、県営住宅の増設を図ること。

また、老朽化した県営住宅の修繕・改修を早急に行うとともに、修繕・回収について、財政対応の裏づけのある団地ごとの年次計画を策定し、着実に進めること。

- 5) 家賃減免制度の周知徹底を図り、滞納による安易な追い出しをしないこと。
- 6) 県営住宅の街路灯や階段灯などを、早急にLEDに変更すること。
- 7) 借上げ型県営住宅の契約切れについては、居住者に対し丁寧に説明し対応すること。県営住宅の優先入居や転居費の減免など支援を強化すること。

さらに、転居が困難な高齢者や障がい者が入居している場合には、県営住宅としての継続も含めて対応すること。

(2) 住宅政策の充実について

- 1) 神奈川県として、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」を作ること。
- 2) 住宅に困窮する高齢者のために、家賃補助や入居支援など支援策を講じること。
- 3) 空家の有効活用または解体などについて、県独自に市町村への財政支援を行うこと。

(3) 福島原発被災者への住宅支援について

- 1) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、国が家賃減免を解除した場合は県営住宅に入居している世帯へ家賃減免を行い、その財源を東京電力に請求すること。
- 2) 福島からの自主避難者の状況を把握し、応急仮設住宅の入居を希望する人には入居できるよう、必要な対策を講じること。
- 3) 災害救助法にもとづく応急仮設住宅として、県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を充たす場合は、公募によらずに当該県営住宅への継続入居を認めること。

[3]. 水道事業の改善

- 1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに、県がイニシアチブを発揮すること。

また、水道施設の稼働率を上げ、適切に施設の統廃合を進めるなど、経営のさらなる効率化を

図ること。

- 2) かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業の民営化の受け皿づくりであり、民営化を促進するものであるため直ちに改めること。
- 3) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。
- 4) 県営水道料金の減免制度について
 - ① 保育所、生活保護世帯に対する減免制度を復活すること。
 - ② 障がい者就労施設・障がい者グループホーム等への減免率をもとに戻すこと。
- 6) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分水量に関する「基本協定書」、1993年の分水に関する「契約書」の見直しを行うこと。
- 7) 県西地域における水道事業の広域化等に関する検討については、各水道事業者の課題解決に県としても人的にも財政的にも積極的に支援し、各事業者の要望に応えるように努めること。
- 8) 企業庁・公営企業資金等運用事業について、子育てや介護等の施設整備への政令指定都市も含めた拡充を図るなど、対象事業を見直し県民福祉の向上に役立てること。

[4]. 環境対策の強化

(1) アスベスト対策の強化について

- 1) 県営住宅に住んでいた方が、アスベストが原因による中皮腫と診断され亡くなった。アスベストを使用した県営住宅にお住まいの方、元居住者の方へ個別に情報提供をし、その方たちへの健康調査などを県が責任をもって行うこと。
- 2) アスベストを使用した建物の解体が今後増加するため、人員を増やしパトロールを強化し、不適切な工事が行われないよう改善指導を強化すること。
- 3) 「生活環境の保全等に関する条例」に、アスベストの指導指針を規定する方向性が出された。指導指針を規定するだけでなく、レベル3の建材も対象にすることや使用状況の調査、パトロールの強化、罰則を規定するなどの抜本的な改善を図るような内容とすること。
- 4) アスベスト対策はいくつかの部局にまたがるため、ワンストップで全ての対応ができるように体制を作ること。
- 5) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ、県として推進体制を整備し、県計画を策定すること。
- 6) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。そのため、国に解体工事に関わる補助金の創設など、支援の強化を求めること。また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求めること。
- 7) 国の責任でアスベストによる健康被害を受けた方の救済と補償を実施し、その対象範囲を広げるよう国に求めること。

(2) 地球温暖化対策の促進について

- 1) 東京電力と中部電力が出資して作ったJERAが、東京電力久里浜火力発電所に新たに石炭火力発電所の建設を進めている。世界でも削減されている中で新たに石炭火力発電所を建設することは温暖化対策と逆行することから、建設をやめるよう働きかけること。
- 2) 地球温暖化対策計画について、事業者の削減計画の届出はあるが、そのほかの具体策を規定すること。2050年に80%の温室効果ガスの削減を謳ったパリ協定の数値目標を達成するためには、現在の国の取り組みでは達成の見込みがないと思われるので、県として独自の目標を設定し、計画を改定すること。
- 3) 地球温暖化対策計画の取り組みを進めるためには、家庭の電力消費を減らす取り組みが重要になってくる。県は省エネリフォーム制度の予算額を増額するとともに、自治体、業者、一般家庭への周知を強化すること。

- 4) 家庭での省エネルギー化を進めるため、家庭でできる省エネルギー対策の紹介や周知をするなど、普及啓発をより一層進めること。また、家庭の省エネルギー対策の新たな施策を講じるように取り組みを進めること。
- 5) 地球温暖化対策計画について、現在の計画はエネルギー消費段階でのCO₂削減の数値目標があるだけで、生産段階での削減に向けた数値目標がない。これでは再生可能エネルギーの促進にはつながらない。エネルギー生産段階での削減が可能となるような数値目標を設定するなどの改善を国に求めること。
- 6) スマートエネルギー計画で、ソーラーシェアリングを3年間で100件を目標としたことは重要である。達成のためには農業者と農業団体の理解が必要であるため、その取り組みを強化するとともに、先進的に取り組んでいる県内の団体と連携した取り組みを進めること。
- 7) 藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機運営補助制度を設けること。
- 8) 神奈川県としてプラごみゼロ宣言をした以上、プラスチックの製造を少なくするための規制を図るよう国に求めること。
- 9) プラごみゼロ宣言の取り組みを促進するために、県庁内でのプラごみを減らすための取り組みをすること。例えば、県庁内での自販機にはペットボトルを置かないことなど、具体的な対応を図ること。
- 10) 省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。

(3) 神奈川の自然保護について

- 1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。また、人口減少時代を迎える中で、これ以上里山の開発が進まないよう、都市計画法の改定などを国に働きかけること。

[5]. まちづくり

(1) 不要不急の大型公共事業の中止について

- 1) 住民合意のないツインシティ計画（寒川～平塚市域）はやめること。
- 2) JR東海道線の大船～藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担も多く、住民合意もないことから、中止すること。
- 3) リニア中央新幹線について
 - ① リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性の見通しが甘く、国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。
 - ② 水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生に伴う諸問題について、関係する地元自治体とともに、県として対応すること。また、発表された残土処分場は水源地の近くであるため、処分場所の見直しを求めること。
 - ③ 旧県立相原高校敷地内でのリニア関連工事について、できるだけ樹木の保存が図られるようにすること。高校のシンボルツリーであった楠を保存すること。
 - ④ JR東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。
 - ⑤ リニア中央新幹線建設に伴う神奈川県の財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。
- 4) 羽田空港へのアクセスをわずか10分短縮するだけの「羽田連絡道路」整備事業は中止を求め、県の財政負担（約17億円）は撤回すること。

- 5) 横浜市が誘致を表明したカジノを含む統合型リゾート施設について、知事は支援を表明した。しかし、カジノはギャンブル依存症を増加させ、反社会的勢力の資金源となり、風紀の乱れを誘発するなど、県民の生活と健康に重大な影響を及ぼし、住民の不幸の上でしか成り立たないものであり、県民の多くが反対していることから、県として、計画をやめるよう国と横浜市に求めること。

(2) 駅利用者の安全と利便の確保について

- 1) 障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア（可動柵）の設置をさらに促進するよう各鉄道会社に働きかけること。ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点状ブロックは、内方線ブロックとするよう関係機関に働きかけること。
- 2) 障がい者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にを行い、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社に求めること。
特にホームドア（可動柵）を設置することにより、駅の用員をなくしたりワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう関係機関に引き続き働きかけること。
- 3) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き事業者を求めること。
- 4) 精神障がい者の運賃割引制度を、身体・知的障がい者と同様な制度とすること。また、国の制度とするよう働きかけること。

(3) 地域交通及び都市環境の整備について

- 1) 地域交通の路線廃止や再編の届出は、地域における高齢者の代替交通手段を確保してから行うよう求めること。また、県として代替措置を講じるように取り組むこと。
- 2) 高齢化に伴う運転免許返上者もおり、高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上で地域の重要な課題である。県としても自治体や地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入について調査し、計画立案、事業選定、収支採算など段階に応じて支援を強めること。
また、シルバーパスや「かなちゃん手形」など高齢者向けの事業を行っている交通各社に、助成を行うこと。
- 3) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、成人でもオムツ交換ができるベッド仕様で整備するよう、指導の徹底を図ること。
- 4) バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・充実に取り組んでいる市町村やミニバス運行など努力している事業者、自治会、NPO等に対し、県として財政支援すること。
- 5) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。

(4) 海岸の保全について

- 1) 早急に砂浜の浸食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。
- 2) 海岸の浸食状況の調査を行い、適格な浸食対策、養浜事業を十分な予算を確保して進めること。「海岸保全基本方針」に沿って、着実に推進すること。
- 3) 台風、高波などによる海岸への影響は、緊急に対応することが求められている。県として「かながわ海岸美化財団」や市町と連携し、支援を強め海岸の保全を進めること。

(5) 警察関係

- 1) 信号機等の整備について

- ① 歩道安全施設等整備事業費は、2019年度に増額されたが、まだ不足している。予算を大幅に増額し、信号設置要望等に対応すること。
 - ② 都心部の交差点での手押し信号装置を設置するなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。
 - ③ 高齢者・視覚障がい者用音響装置付きの信号機を大幅に増やすこと。
 - ④ 騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点は、音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をもっと促進すること。
 - ⑤ 音響式信号機の音の鳴る時間を可能な限り延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)
 - ⑥ 歩車分離式の交差点には、音響装置(視覚障がい者用付加装置)を必ず設置し、歩車分離式であることを音声で知らせること。また、既存の歩車分離式信号機にも優先的に設置すること。
 - ⑦ 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。
- 2) 停止線等の路面標示等の修繕予算を増やし、早急に修繕を実施すること。
 - 3) 視覚障がい者や高齢者の安全を確保するため、車両接近通報装置を含め、静音車対策を積極的に行うこと。

[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

(1) 原発ゼロをめざして

- 1) 原発からの即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

(2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

- 1) 再生可能エネルギーの普及拡大を図ること。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村を把握し支援するとともに、民間事業者・団体・NPO法人などとも連携した施策を講じること。
- 2) 自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興をめざす「自然エネルギー推進基本条例」(仮称)制定に向け、検討を進めること。
- 3) 避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び、蓄電池設備の導入を県として促進すること。

《6》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、 文化・スポーツの充実へ

[1]. 青年・学生の支援

- 1) 若者がバンドやダンスの練習ができる場所、また文化を創造・発信できる場所を、県立学校だけでなく県有施設に作ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。
- 2) 若者が利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、取り組みを強めること。
- 3) 公営住宅の入居要件を拡充し、家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援及び生活支援を強めること。
- 4) 卒無業者、発達障がいを持つ若者、「ひきこもり」の若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充すること。
また、交通費支給や訓練費用、生活資金の保証も整備すること。

[2]. 男女平等・女性の地位向上

1) 県が「かながわデザイン第2期実施計画」で掲げた県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率を高めること。

また、目標達成のための県としてクオータ制の普及を図ること。

2) 女性労働者の約6割は非正規労働者である「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、調査で明らかになった問題について、改善すべき具体策を講じること。同一労働・同一賃金をはじめとした条件整備を図ること。

3) 女性相談所を拡充することと併せ、相談所の存在についてインターネットも活用して積極的に広報すること。

4) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、男女共同参画室の貸出にとどまらず、NPO法人などが運営する場所等に対して支援を強めること。

5) 職業訓練や就労準備支援などを現在以上に強化すること。

6) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達が国から出されている主旨を踏まえ、県内事業所に妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、啓発・指導を強めること。特に30人以下の事業所に徹底すること。そのために会社訪問活動を強化すること。

7) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者に対して、緊急支援事業を検討すること。

また、生活保護の受給要件を満たさない女性の自立支援のために、相談にとどまらず、県独自に緊急生活資金（貸付ではなく）の給付などを含む総合的な対策を講じること。

8) 家事支援外国人受入事業の、2017年6月以降の特定機関の届け出後の事業推進状況を具体的に明らかにすること。県として家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。

また、「神奈川県第三者管理協議会」の実効性を強化するため、法律家団体・労働団体・女性団体の代表が参加できるようにすること。

9) 人権男女共同参画課として無年金、低年金の女性の生活実態を調査し、高齢女性に対する自立支援のために、県として次のことを行うこと。

① 高齢者は民間賃貸住宅の入居を拒まれる。とりわけ生活困難な高齢女性を県営住宅に優先的に入居できるように、その枠をつくること。

② 就労中の高齢女性が安心して働き続けることができるよう、最低賃金の保障、社会保険の加入、一方的な労働時間の削減を行わないなど、国との連携で社会保険未加入女性等実態把握の上、事業主に対して助言、指導すること。

10) 女性に対する暴力や児童虐待のPTSDに対する、男性も含めた家庭・家族関係の相談体制・機関・シェルターを充実させること。原則2週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やす等、施設人員体制の充実を図ること。

11) 民間シェルターへの補助金を充実すること。職員の研修等の支援も行うこと。

12) ストーカーやDV、児童虐待などの被害者が加害者から逃げるため、一時避難対応のみならず、転居の費用を県で負担する制度を創設すること。

13) 藤沢合同庁舎に縮小オープンした男女共同参画センターはビルの2階だけと狭く、求められる業務を適切に執行できるよう、十分な規模と機能を備えた新たな施設を建設すること。

[3]. LGBT施策の推進に向けて

1) 部局横断的な庁内検討体制をつくり、具体的支援策を講じるとともに、行政計画等にLGBTに配慮した施策を位置づけること。

2) 施策の推進にあたり、LGBTへの理解を深める情報発信に努め、広く県民や企業、行政機関、学校、病院など、引き続き各所での啓発に努めること。また、行政職員・保育士・教職員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを対象とした研修を拡充すること。

- 3) 特に、教育現場では各学級文庫にLGBT関連の蔵書を収蔵するほか、国のいじめ基本指針改訂に沿ってLGBT関連を含むいじめの実態を把握し、適切に対処すること。
- 4) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。
- 5) 市町村と連携し、同性パートナーシップ制度の実現を推進し、本県としても実施すること。
- 6) 県営住宅の入居について、パートナーシップ制度のある市町に限らず、すべての県営住宅でLGBTの方が入居できるように取り組むこと。

[4]. ヘイトを許さない施策の推進について

- 1) ヘイトを許さないという神奈川県姿勢を明確に示し、ヘイトデモ・スピーチを行わせないため、条例を制定すること。
- 2) インターネット対策・公共施設等の使用制限をはじめとして、具体的対策を促進すること。
- 3) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から適正な警備を行うこと。また、差別に反対する市民に対して、過剰な警備を行わないこと。

[5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備

- 1) 県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ政策の充実、環境整備を図ること。県のスポーツ振興ビジョンに謳う受益者負担等の導入は行わないこと。
- 2) 全国でも類を見ない蔵書を擁する県立川崎図書館を、企業支援に特化し、川崎市の「かながわサイエンスパーク」に移転させたが、容量が小さく蔵書の分散を余儀なくされた。蔵書と機能を分散させず、川崎市内に存続する検討を続けること。
- 3) 県立図書館の正規の司書職は、両館合わせ35人と非常に少ない。人口500万人以上の県で下から二番目に低い。嘱託・非正規職員の司書の実態や労働条件を把握し、司書が長く続けられる条件を早急に整備すること。現有司書人数は、これ以上切り下げないこと。
- 4) 人口100万人当たりの図書館数が全国最低である本県の実情を省み、20年近くにわたり減額された資料費をせめて全国都道府県の平均水準に引き上げること。

《7》. 消費者行政の充実・強化を

[1]. 消費者行政の充実について

(1) 県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけるとともに、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

- 1) 県中央消費生活センターは市町村を含む県全体の中核センターであるにもかかわらず、近隣都県や政令市に比較して少人数である。県民ニーズに応え、土日・夜間の相談業務を行えるよう、相談員の増員と正規職員の採用を図ること。
また、市町村の相談体制の充実に向けて、人員配置に係る市町村支援を行うとともに、県や市町村の消費生活相談員の処遇改善を図ること。
- 2) 消費者被害救済委員会の検討内容や市町村の相談状況、事業者指導の実態を明らかにし、市町村と連携しながら課題を把握し、県の施策に反映させること。
- 3) 最新の消費者問題が閲覧・入手できるよう、中央消費生活センターや行政機関の情報資料や展示内容を、高齢者や障害者にも配慮したものとする。
- 4) 広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設し、地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。
- 5) 複雑、高度化する相談の処理を、商法ごとに専門班を作り、個人処理ではなく情報の調査・分析、統一的処理など、システム処理・マニュアル化すること。

(2) 国の「地方消費者行政交付金」について

- 1) 国の交付金が大幅に削減され「推進交付金」から「強化交付金」に移行したことで、活用できない自治体がある。国に対し交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。
- 2) 県自らも消費者行政予算の充実に努めること。市町村に対する補助金新設により相談体制がかなり確保できている状況にある。改善が図られてはいるが、さらなる拡充を図ること。

(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

- 1) 健康食品の送り付け、不当表示、情報通信関連トラブル（架空請求含む）、高額訪問販売、振り込め詐欺など、高齢者に対する悪質な犯罪が多発しているため、これらに対する適切な情報提供を行うこと。
- 2) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。

(4) 若者への消費者教育について

- 1) 民法改正に伴い、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから「保護者承認の要件」「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外されることになるため、学校教育の中で消費者教育の充実に努めること。また、県として若年層の消費者教育強化の効果を分析し、県の施策に生かすこと。
- 2) 市町村の若年層への消費者教育充実のための予算と講師派遣などの支援体制を強化するとともに、講師の育成にも取り組むこと。

[2]. 食の安全・表示の監視等について

- 1) 「健康に効果がある」と表示して販売できる機能性食品について、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘した。多くの企業がビジネスチャンスとして機能性標示食品に殺到するなかで、健康被害も懸念される。評価書の内容を精査し、販売禁止措置を取るなど、被害防止に努めること。
- 2) 食品による健康被害情報について製品や企業名が伏せられており、ブラックボックス化していると言われている。製品との因果関係など情報の開示を強め、積極的に情報提供すること。
- 3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。
- 4) 食品の表示問題、機能性食品、TPP11、FTAやEPAと食品輸入、種子法廃止の影響など食の安全に関わる国の政策動向について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を強めること。

《8》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

[1]. 核も基地もない平和なかながわを

- 1) 基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。
- 2) 「安全保障関連法」は集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。また、秘密保護法や共謀罪の制定で「戦争できる国づくり」が進んでいる。このような法律を廃止するよう、県として国に求めること。
- 3) 国民保護計画に関する予算措置を行わないこと。
- 4) 核持ち込みを容認した核密約が存在しており、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。これまで横須賀に核が持ち込まれていた可能性も高いことから、非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう国に求めること。

- 5) 国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- 6) 国連では、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、本年9月26日現在79か国が調印し、32か国が批准している。『神奈川非核兵器県宣言』をしている本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。
- 7) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会・国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また予算の増額を図ること。
- 8) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。
- 9) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃体験させることや武器、オスプレイの展示などをしないよう、米軍に強く求めること。
- 10) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出については、県民の安全を守る立場からきっぱり拒絶すること。また、米軍の参加要請をしないこと。

[2]. 横須賀基地に関わって

- 1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。
- 2) 米海軍横須賀基地を母港とする艦船について、14隻体制から12隻体制へと縮小された。さらなる基地機能が縮小するよう、政府に求めること。
- 3) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは憲法や港湾法の理念からも逸脱するものなので、国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。
- 4) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について、明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。
- 5) 横須賀基地関係の米軍住宅の建設計画は中止し、撤回するよう国と米軍に求めること。

[3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

- 1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。
- 2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した実効性のある避難対策を、横須賀市と一緒に計画すること。
- 3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載しておらず、具体的な対策が記載されていない。巨大地震の原子力災害対策について米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう米軍や国に求めること。

[4]. 厚木基地に関わって

(1) オスプレイの飛行について

- 1) 墜落をはじめ重大事故を繰り返している米海兵隊垂直離着陸機MV22オスプレイ及び米空軍特殊作戦機CV22オスプレイの飛行禁止と配備撤回を求めること。
- 2) 厚木基地をオスプレイの修理工場としないこと、また訓練拠点にしないよう、国や米国に求めること。

(2) 爆音被害の根絶のために

- 1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として米空母の横須賀母港化の返上を求めること。
- 2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう求めること。
- 3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じ短期間で全て完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を、国の負担で行うよう求めること。

[5]. キャンプ座間に関わって

- 1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同し、米軍と国へ要望すること。
- 2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。
- 3) 米陸軍川上弾薬庫（広島県東広島市）から米陸軍キャンプ座間へ、恒常的に爆発物や弾薬が民間業者により輸送されていることについて、基地周辺住民や輸送ルートの住民の不安が広がっている。

川上弾薬庫からJRの貨物線で横浜市神奈川区の羽沢ターミナルに到着し、トラックでキャンプ座間に搬入されている。川上弾薬庫のある東広島市には、中国・四国防衛局から弾薬輸送の日時・搬出入の状況などについて情報提供されているが、キャンプ座間の地元自治体である相模原市や座間市には情報提供がない。県として、地元自治体に情報提供するよう、国に求めること。

- 4) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。

[6]. 相模総合補給廠に関わって

- 1) 基地機能を強化する相模総合補給廠への米陸軍防空砲兵旅団司令部の設置に反対し、撤去を求めること。

[7]. 池子住宅に関わって

- 1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。

[8]. 日米地位協定の抜本的改定など

- 1) 米軍人の基地外の居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。また、米軍が進めている民間住宅提携プログラム（RPP）は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。
- 2) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し、日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。
- 3) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。
- 4) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しないという密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を、直ちに破棄するよう

求めること。

- 5) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう国に求めること。
- 6) 相模総合補給廠の爆発事故が発生したが、危険物の保管状況などの情報がいまだに示されていない。基地内に保有する危険物の情報提供を引き続き求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求すること。
- 7) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう、国と米軍に求めること。
- 8) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。
- 9) 米軍のヘリの事故や部品落下などが相次いで起こっている。原因究明と再発防止を求めるとともに、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。
- 10) 横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。このことは、基地の使用目的から逸脱している。訓練を目的としない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに、訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう強く米軍と国に求めること。
- 11) 米軍関係者の自動車税は、県民が納める納税額と比較して最大75%の免除となっている。日米地位協定第13条3項で「私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない」とあることから、自動車税の特例を廃止すること。

《 9 》． 県民本位の行財政運営を

[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

- 1) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。
- 2) 法人2税の超過課税については、福祉や教育施策にも活用すること。
- 3) 現在の臨時財政対策債の償還方法を見直し、国の財源措置と同額とすること。
- 4) 新年度予算の編成当初に財源不足を強調しているが、県民からは歳入を低く、歳出を過大に見込んでいるのではないかと批判の声が上がっている。財源不足というなら、何が不足するのか、また、どんな歳出が増額するのか、細部にわたった資料を公開すること。
- 5) 県は国の直轄事業負担金の中止を求めているのなら、県直轄事業の市町負担金を廃止すること。

[2]. 県有施設の拡充・存続を

(1) 県民利用施設について

- 1) 県立障がい福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については、直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。
- 2) 「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユーシンロッジ』（山北町玄倉）の基盤整備は、県の責任で行うこと。また、県立施設として存続・拡充すること。

(2) 試験研究機関について

- 1) 県の試験研究機関は、県民のいのちとくらしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。
また、独立行政法人化等などは行わず、直営を堅持すること。

2) 温泉地学研究所は、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やし、県民のいのちを守る機関として観測システムの維持・高度化及び老朽化に対応した予算を措置すること。

3) 県内の農畜水産業を充実・支援する県の試験研究機関の機器や人員体制、予算の充実を図ること。

また、蓄積された技術を次世代に継承していくために正規職員の継続的採用を行うこと。

4) 環境科学センターの業務移管、廃止は行わず、正規専門職員の増員や機器更新等により機能を強化し、県民の期待に応える研究機関として充実すること。

(3) 県の出先機関について

1) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。

2) 県税事務所の統廃合により県民への丁寧な対応ができなくなったという現状を踏まえ、十分な職員配置を行うこと。

[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために

1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置ができていないことの現れである。働き方改革に取り組むにあたって、条例定数を増やし適正配置を行うこと。

また、管理職の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、縮減がどのように進んでいるか昨年との比較を明確に示すこと。

2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを低下させないため、早急に欠員を補充すること。併せて、正規職員の定期的な採用を行うこと。

3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を県が率先して行わないこと。

4) 会計年度任用職員の採用については、今後業務内容の拡大を行うことがないようにすること。また、正規職員の代替措置とならないようにすること。

5) 職員の福利厚生 viewpoint から職員食堂を再開し、利用しやすい場所に設置すること。併せて、健康的に昼食がとれる職場環境を整えること。

[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

(1) 指定管理者制度について

1) 県民の財産である公の施設が、指定管理者制度の導入により削減されている。導入の主要な目的は経費削減にあり、サービス低下や労働条件の悪化を招きかねず、さらには三浦ふれあいの村に見られるように民間移譲や県民の負担増を招きかねないことから、指定管理者制度は中止すること。特に、福祉に関わる施設など、専門性の高い施設は直営に戻すこと。

2) やむを得ず指定管理者を選定する場合は、人件費の算出は県職員（正規）水準とし、指定管理料はその水準を確保できるものとする。

また、職員の研修制度を確立し、指定管理料に反映させること。

3) 公募により低価格競争が明らかとなった場合は非公募とし、直営で運営すること。

4) 指定管理者選定時における選定委員や指定管理者導入施設における評価委員会等に、社会保険労務士を含めること。また、社会保険労務士における労働状況審査を、指定管理者制度に盛り込むこと。

5) 県民ホールや七沢リハビリテーションセンターなど、指定管理への移行による著しい職員の労

働条件、労働環境の悪化や社会的な問題が生じている施設については、県の責任で改善すること。

(2) PPP方式について

- 1) 県民の福祉の向上の観点から、PPP方式はやめること。

[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について

- 1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。

《10》. 地域からの要望

[1]. 川崎市（高津区）

- 1) 一級河川平瀬川の新井台橋から殿下橋間1.1キロメートル区間のうち750メートル区間の護岸について、川崎市が現在単独事業として耐震化など改築・更新工事を行なっている。
この改築・更新工事を「多摩川水系・平瀬川・平瀬川支川河川整備計画」に盛り込み、川崎市と一緒に補助金事業にすることを国に要望すること。平瀬川の管理権限を有する県として予算化を図り、住民の早期推進の要望に答えること。

[2]. 相模原市

(1) 防災

- 1) 境川の河川改修を促進すること。

(2) 教育

- 1) 県として、小学3年生以降中学生まで35人以下学級を実現すること。また、実施自治体への支援を行うこと。
- 2) 中学校給実施への補助制度を創設すること。
- 3) 学校給食のパンは安全な国産小麦を使用するよう要請すること。
- 4) フリースクール児童生徒・家庭への支援を行うこと。
- 5) 給食費の無料化、就学援助金の充実を図ること。
- 6) 部活指導員確保・研修など、県として教員の長時間勤務解消に向けた取り組みを推進すること。

(3) 福祉

- 1) 後期高齢者医療保険料の滞納者が増加している。高齢者の生活が苦しくなっているなか、保険料や医療費窓口負担等の増加を抑制するよう、県として助成すること。
- 2) 介護保険料が値上げされ続けていることは、高齢者の年金受給額が下がるなかでは、負担感が増している。制度の仕組みを見直し、抜本的に保険料・利用料の低減を図ること。

(4) 環境

- 1) 再生エネルギー施策の推進を、県として抜本的に強化すること。また、市町村の取り組みを支援すること。

(5) 産業

- 1) 地産地消や循環型産業育成の取り組みに対し、県として補助金等の支援を行うこと。

[3]. 藤沢市

(1) 県への要望

- 1) 多国籍大企業が「世界で一番活躍しやすい環境づくり」をめざす「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」と「国家戦略特区」を返上すること。
- 2) 「地域医療ビジョン」「地域医療計画」の見直しに当たっては、地域の医療機関や病床の削減を行わず、必要数を確保すること。
- 3) 国保料の連続値上げを行わないよう、広域行政としての県の支援を行うこと。
- 4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に対し、剰余金などの活用で保険料の軽減を図るよう助言するとともに、保険料軽減に向けて県独自の財政措置を講じること。
また、保険料の法定軽減を上回る独自の低所得者減免制度を創設すること。保険料特例軽減廃止が進む状況では、特に重要である。
- 5) 水害対策のため引地川の下土棚遊水地の建設と、一色川、蓼川の合流点の拡幅工事を急ぐこと。
また、小出川の遊水池建設など水害対策も急ぐこと。河川改修の基本を時間70mm対応に引き上げること。
- 6) 境川、引地川に除塵機を設置し、海岸流出ごみを除去すること。その際、神奈川県と河川流域の自治体が共同して取り組む事業として進めること。
- 7) 引地川に除塵機を設置し 海岸への河川からのごみの流出を防ぐこと。県、上流市町と連携し予算を出し合い管理・運営すること。

(2) 次の内容について国や関係機関に要望し、又は意見書を提出すること

- 1) 厚木基地での爆音解消について
 - ① 人口密集地である厚木基地周辺でのジェット機の全ての訓練を中止すること。また、禁止している22時以降の飛行はやめるよう、厳しく要請すること。
 - ② 横須賀の米原子力空母の母港化「撤回」を表明し、原子力事故の危険性を含めて、関係機関に通知すること。
 - ③ 厚木基地へのオスプレイの配備や飛来をやめるよう、関係機関に働きかけること。
- 2) 核兵器廃絶、平和について
2017年7月7日、国連本部において122か国の賛同により「核兵器禁止条約」が採択され、すでに32か国（2019年9月26日現在）が条約を批准している。日本政府に対して、核兵器廃絶に向けて政策を転換するよう要請すること。
- 3) 相模湾にGPS津波計を設置するよう、国に要望すること。国が設置できない場合はその理由を明らかにするとともに、県は相模湾周辺自治体と協議して設置すること。
- 4) 農家が農業で生計が立てられるよう、農産物の価格保障、農家の所得補償を抜本的に強化するよう、働きかけること。
- 5) 財政制度等審議会の建議に盛り込まれた医療・介護、年金などの社会保障制度改悪の具体化はやめること。
- 6) 中小企業への経営支援や下請単価の改善などを図り、すべての働く人の最低賃金1500円をめざすこと。全国一律最低賃金制度を実現すること。
- 7) 赤字の中小業者にも納税を強いる消費税の増税と、負担軽減にならないまよかしの軽減税率や中小業者に多大な実務負担を押し付け、免税業者の取引排除を招く適格請求書（インボイス）制度の導入はやめるよう働きかけること。
- 8) 医療費の非課税はやめ、ゼロ税率を適用し消費税を医療機関に還付できるようにすること。
- 9) 中小業者を支えている家族専従者の自家労賃は、税法上所得税法第56条の「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文要旨）」により、配偶者の場合は年86万円、家族の場合は年50万円だけが必要経費として認められているに過ぎない。

自家労賃を否定する所得税法56条は廃止すること。

- 10) 国民健康保険では、第58条2項で「条例又は規則の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の給付を行なうことが出来る」としているのに、実際はその保証はない。国の責任で傷病手当・出産手当を創設すること。
- 11) 個人のプライバシー保護のために、マイナンバー制度は廃止すること。
- 12) 介護保険料の国の負担割合(1/4)を引き上げ、自己負担分を大幅に引き下げること。
- 13) 次の改悪方針の検討について、国に反対を表明すること。
 - ① ケアプラン作成における利用者負担の導入
 - ② 要介護1、2の生活援助(掃除、調理など)を介護給付の対象から外し、市町村事業に移行させること。
 - ③ 利用料負担の原則2割負担化
- 14) 労働契約法に基づく有期雇用労働者の無期限雇用転換=5年ルール(2018年4月1日施行)や派遣法に基づく派遣労働者の直接雇用=3年ルール(2018年9月30日施行)について、法の趣旨に則った対応を行うよう、企業等に対し啓発を行うこと。
- 15) 大学・高校卒業生の就職を保障するため、経済団体・企業などに正規雇用を増やすよう、強力に要請すること。
- 16) 過労死や過労自殺を根絶するために、以下のことに取り組むこと。
 - ① 労働時間の短縮に向けた施策に取り組むこと。
 - ② 年間総実労働時間を1800時間以下にさせる啓発・指導を行うこと。
 - ③ 不払い残業をなくし、年次有給休暇の完全取得の取り組みを強めること。
- 17) 2017年度から順次実施の「保険料特例軽減廃止」を中止し、恒久的制度として継続すること。
- 18) 後期高齢者の窓口2割負担をやめること。前回の回答で「必要な経費については、負担能力に応じて負担をして頂くことが重要」と述べているが、「所得なし~所得100万円未満階層」が7割を超える後期高齢者(県広域連合議会資料)に対し、「負担能力に応じて」2割負担などと言えるのか疑問である。かつて、70歳以上の自己負担ゼロ(藤沢市では67歳以上ゼロ)の時代があったことを想起すべきである。

[4]. 茅ヶ崎市

(1) 住民福祉の充実で市民の暮らしを守る

- 1) 小児医療費助成については国に対し国庫補助制度の創設、県として対象者・補助率の拡大を行うこと。
- 2) 10月からの幼児教育・保育の無償化対象外となる認可外の幼稚園類似施設についても無償化の施設と不公平とならないよう、同等の補助を行うこと。
- 3) 新制度による幼児教育無償化では保育園給食費の副食材料費が実費徴収となります。副食費の無償化を県として行うこと。
- 4) 子どもの自転車利用時における事故や転倒から頭部を守るヘルメットの普及、促進のため、購入費を一部補助する制度を県として創設すること。
- 5) ソフトボール、ペタンク、ゲートボールなど幅広い年代が楽しめるスポーツ、ニュースポーツの普及と多目的広場の整備、充実を行うこと。
- 6) 低所得者や多くのお年寄りが安心して老後の希望が持てるように、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設整備を進め待機者解消を行うこと。
- 7) 難聴者に対応する磁気ループが先進の行政では、公共交通のバスや、文化会館をはじめとした公共施設に設置されております。磁気ループの体験会の実施や普及、啓発をするなど難聴福祉の

充実を行うこと。

8) 安心して生活することが出来る県営住宅の整備、増設を行うこと。

(2) 災害に強いまちづくり、消防の充実と環境政策の強化を

1) 津波避難タワーの設置を早急に行うこと。

2) 広域避難場所に指定されている茅ヶ崎ゴルフ場の存続を最優先に、クラスター火災から身を守るために重要な広域避難場所としての機能が引き続き確保できるように進めること。

3) 相模川(茅ヶ崎側)の堤防の早期整備の要望を国に強く求めること。

4) 太陽光発電装置設置費補助制度の普及とともに再生可能エネルギー政策や自然エネルギー等の地域づくりを推進、検討すること。

(3) 安心安全のまちづくりについて

1) 東海岸一寒川線みずき2丁目の市道7641号線及び市道7646号線交差点に信号機の早期設置を行うこと。

2) 危険なブロック塀等の解消について国と連携し積極的に助成を行い改修を進めること。

3) 子どもたちが身近なところで安心して遊ぶ公園や広場等が減少しています。新たな公園の設置を積極的に進め、子どもや、お年寄りが安心できる公園、広場の整備を行うこと。

(4) 中小商工業者、農業の振興を図るために

1) 中小商工業者・商業者の経営は依然として厳しい状況にあります。業者を支援するための低利の融資政策は大変重要です。きめ細やかな経営相談など、業者を守る事業の充実を引き続き行うこと。

2) 適正な労働条件と公共事業の質の確保、公正なルールの確立を目指し公契約条例の制定を行うこと。

3) 住宅リフォーム助成制度は中小業者の仕事おこしや経済効果の拡大などで地域経済にも大きな影響を与えていることが全国的に教訓となっています。県として同制度の創設を行うこと。

4) 日米貿易交渉が日本の農業に与える打撃は計り知れません。地域農業を守るために、地産地消を進め、安心して農業、畜産業に励むことが出来る施策の充実を行うこと。

(5) 小・中学校の教育環境の充実と、学校給食の実現を

1) 学校給食法第4条には義務教育諸学校の設置者は学校給食が実施されるよう努めなければならないとあり、食育や地産地消など学校教育としても重要です。県として中学校給食導入促進事業補助制度の創設を行うこと。

2) 小・中学校でのきめ細かな教育や、生徒の悩み、トラブルなどの早期発見、早期解決や教職員の負担軽減など様々な教育課題の解決のためにも義務教育における少人数学級の推進、拡充を行うこと。

3) 神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の茅ヶ崎市内での早期新築移転を行うこと。

4) 長期休暇明けの10代の自死が日本において多いことが社会問題となっている。子どものSOSをいち早く察知することや、啓発活動、相談体制の充実など、様々な機関と連携して取り組むこと。

5) 性的マイノリティに対する差別や偏見の除去、教育現場での配慮を行うこと。

(6) 平和行政、人権施策の推進について

1) 神奈川県は沖縄に続く米軍基地県となっており、ジェット機爆音の問題は積年の課題です。オースプレイの通告なしの飛来、艦載機の休日訓練による爆音など、騒音被害は今年も一層広がって

います。県内米軍基地の整理・縮小・返還は神奈川県の特長です。ジェット機爆音の騒音問題、オスプレイの飛行、配備、米軍再編に係わる基地強化に対し厳重に抗議し米軍横須賀基地における原子力空母の母港化撤回など米軍基地縮小を国に求めること。

- 2) 唯一の戦争被爆国として日本政府に対して、核兵器禁止条約に参加することを強く求めること。
- 3) 性的マイノリティに対する差別や偏見の除去、包括的な施策の推進を行うこと。また、神奈川県として講演会を行うなど周知、啓発を進め、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、パートナーシップ制度創設を行うこと。

[5]. 寒川町

- 1) 町内の道路の白線(歩道区分線)、停止線(止マレ)、ゼブラゾーンが消えている箇所が多い。早急に補修すること。
- 2) 町内を通る県道の歩道の凹凸、ひび割れが発生していて危険なので早急に補修すること。
- 3) 県道の街路灯の間隔が広いので、暗くて危険な場所がある。街路灯を増設すること。
- 4) 主要交差点での横断で右左折車との事故の危険性があるので、歩車分離方式の信号に変更すること。

[6]. 大磯町 (*印は二宮町と共通)

(1) 道路・安全環境整備

- 1) *町道全体の維持管理(特に大型車両が迂回ルートとして使用する小田原厚木道路二宮 I C から国道 1 号線間の各ルート)について、県として支援すること。
- 2) *太平洋自転車道の中郡での整備を、継続・促進すること。

(2) 教育関係

- 1) *県費教育支援員(特に特別支援学級など)を加配すること。
- 2) *町単独では負担が重いため、スクールソーシャルワーカー、教育心理士の正規職員化を支援すること。
- 3) *教員が子どもの様々な問題に対応できるよう、「時間を十分とる」「教員同士の情報・経験の交換を進める」などの環境づくりを進めること。

(3) 生活・医療・福祉関係

- 1) *高すぎる国保税や介護保険料の引き下げに向け、県として必要な措置を講じること。また、未成年者の均等割を廃止すること。
- 2) *義務教育終了まで小児医療費無料化を実現し、所得制限は撤廃すること。
- 3) *県として、介護職の育成・確保を図ること。
- 4) *秦野赤十字病院、東海大学医学部付属大磯病院での産科・分娩の再開が行えるよう支援すること。
- 5) *広域下水道で、相模川流域と酒匂流域では負担金単価が違うため、一本化し、利用者の負担軽減を図ること。

(4) 交通関係

- 1) *西湘バイパスを全面無料化すること。また、西湘バイパス下り線に二宮出口を設置すること。

(5) 防災関係

- 1) *海岸浸食対策の実施と効果の検証を行うこと。
(養浜及び海岸保護、地引網場所の確保、二宮町下浜地区では振動対策)
- 2) *急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策を適正に進め、今後の対策策定と実施を支援すること。

(6) その他

- 1) *時として大きな騒音で住民を驚かしている自衛隊及び米軍の航空機・ヘリコプターの飛行について、情報提供を行い住民の心配を軽減すること。

[7]. 二宮町

(1) 道路・安全環境整備

- 1) 国道・県道の横断歩道に関し、耳の不自由な方の安全対策を進めること。

(2) 教育関係

- 1) 袖ヶ浦プールの再開や学校プールの設置など、水泳教育の充実への支援を進めること。

(3) 生活・医療・福祉関係

- 1) 入居者のニーズやまちづくりとの整合性を考慮し、県営住宅の住環境を整備するとともに、計画的な建て替えを進めること。
- 2) 県として、住民の足を確保する地域コミュニティバスの運行を支援する助成制度を作ること。

(4) 交通関係

- 1) 横断方法を変更してから混雑が悪化したため、県道・国道の西湘バイパス二宮出口の交差点の混雑緩和対策を講じること。

[8]. 箱根町

- 1) 早川の生態系を守り災害を未然に防ぐために、芦ノ湖の水を常時早川に流すよう、知事は芦ノ湖水利組合長である裾野市長と協議を行うこと。
- 2) 千葉県を襲った台風15号では、箱根町においても降雨量が増大し、合わせて芦ノ湖の水の放流によって、以前から要望している宮城野上河原町営住宅付近の早川は護岸すれすれの水嵩となった。早急に護岸の嵩上げと河床の整備を行うこと。
- 3) 箱根町ではナラ枯れの被害が拡大している。自然そのものが観光資源である当町にとって、景観上大きなマイナスである。同時に、最近仙石原地区等でクマの出没が目撃されていることもあり、動植物の生態系を守る立場からも、県は積極的に予算を組んで一刻も早くナラ枯れ対策を行うこと。
- 4) 国道・県道の草木の手入れを行うこと。特に、国道1号線湯坂路入口から芦ノ湖方面に向かつての歩道の手入れ、県道75号線(台ヶ岳から温泉荘付近)、732号線(お玉が池付近)は早急に行うこと。
- 5) 地球博物館裏側(早川との間)の草刈り。
- 6) 国道138号線仙石原1117~乙女口バス停付近の住宅地側に側溝を設置すること。
- 7) 国道1号線山崎から湯本方面への歩行者と自転車は旧道へ迂回するように案内板があるが、地球博物館入口付近、東山崎バス停付近及び山崎信号手前の3カ所に誘導看板を設置して安全対策を図ること。